

2009 年 人権状況国別報告書 - ウガンダ

民主人権労働局

2010 年 3 月 11 日

ウガンダは、与党国民抵抗運動(NRM)党のヨウェリ・ムセベニ大統領率いる、人口 3,200 万人の立憲共和国である。2006 年の大統領及び議会選挙は、深刻な不正に見舞われた。カラモジャ地域では、引き続き武器の流入が暴動を煽り、死者及び負傷者を出している。2005 年にコンゴ民主共和国(DRC)へ移転した神の抵抗軍(LRA)は、引き続きウガンダで誘拐した子どもを強制的に拘束している。ウガンダ、南部スーダン、DRC の政府は、DRC、南部スーダン、中央アフリカ共和国(CAR)に駐留する LRA に対し軍事行為を続けている。民間当局が全般に治安部隊を実質的に維持管理した一方、治安部隊の一部が、政府当局の管理下で個別に活動することもあった。

同国における深刻な人権問題は、次のとおりである。不当な政治的動機の殺害、自警団員による殺害、政治的動機の誘拐、暴徒や民族の暴力、容疑者と拘留者への拷問及び虐待、刑務所の厳しい状態、公的な免責、不当かつ政治的動機の逮捕及び拘留、監禁や長期間の審理前拘留、公正裁判の権利や言論・報道・集会・結社・宗教の自由に関する制限、野党への制限、不正選挙、公務員の腐敗、女性器切除(FGM)や子どもへの性的虐待及び子どもを殺害する儀式などの女性と子どもに対する暴力と差別、人身売買、障害者や同性愛者に対する暴力や差別、労働権利の制限、児童労働を含む強制労働。

LRA は、殺害、レイプ、DRC・CAR・スーダンにおける何百人もの誘拐事件に関与した。

政府がブガンダ王国の王に旅行規制を強要した後、9 月 10 日と 11 日にカンパラで激しい暴動が発生した。治安部隊はデモ参加者を追い払うために、催涙ガスと実弾を用い、26 人の死者と数多くの負傷者を出した。年末時点では、1,000 人以上が拘留されており、そのうち 400 人以上は刑務所で審理待ちとなっていた。暴動に続いて、政府は 4 つのラジオ局を閉鎖して許可を一時中断し、ラジ

オのトーク番組を終了させ、事件の取材を管理するためジャーナリストを停職や退職処分にした。

人権の尊重

第1部 人格及び人身の尊重

a. 不当もしくは不法な人命の剥奪

政府と関係機関は、政治的動機の殺害に関わり、野党メンバー、デモ参加者、拘留者、その他市民の不当な殺害に関与し、拷問の末に死者も出した。

例えば1月17日、ブケデア地区の公安機関は、民主変革フォーラム(FDC)メンバーのディビッド・オクウィが銃を所有していたとして、同氏を拷問し死亡させたと報告されている。2月4日、FDCはウガンダ人権委員会(UHRC)にオクウィの死亡について調査を請願した。年末時点でUHRCは死亡事件について捜査中であった。

治安部隊による過剰な武力行使は、死者を出す結果となった。例えば2月22日、キエンジョジョ地区では、住民とムパラ郡ルシャムビヤ村のバイオディーゼル企業経営者との論争を和解させるために、警察がムクングズィ・カトンゴレ氏を殺害し、ジョン・マンデ氏とムサ・トゥリゲ氏を負傷させたと報告されている。警察は調査の結果、特別警察官(SPC)のフレッド・ムハンギ氏をSPCのシルバー・ムパバイシ氏とその他の警察官に重傷を負わせた罪と、警察調査官アシスタントのアンジェラ・モーゼスへの過失致死の罪で、殺人罪に提言した。(SPCは、警察部隊のメンバーを強化するために契約に基づいて任命及び雇用された地元住民である)年末時点で、容疑者は逮捕されておらず、法定審問は保留となっていた。

2月28日、ムピギ地区のカメンゴ刑務所にて、刑務所職員のポール・エクマが拘留者のエマニュエル・ティンディムウェブワを鉄の棒で叩いたとされている。ティンディムウェブワは負傷した末に死亡した。3月1日、ムピギ地区の警察官がエクマを逮捕し、年末時点では捜査中であった。

3月6日、ウガンダ人民防衛軍(UPDF)の軍人エリスマ・マセルカとウィルソン・トゥンウェバゼ、ジェラルド・ムフムザは、西ナイル地域のコボコ地区で密輸業者を逮捕する際にジョセフ・デナヤとコスマス・ダタを殺害したとされている。逮捕された軍人達は、ディビッド・バタにも負傷を負わせた。地区の治安情報部はウガンダ国税庁に対して被害者の家族に補償するよう指示し、UPDF第4局に事件のさらなる取り調べを行うよう命じた。

8月27日、ムコノ地区SPCのサミュエル・エジョク、ジョアシュ・ヒルヤ、フランシス・オキティ、ジェームス・ワギエンダ、サミュエル・ムクワヤは、アリ・カテンデを逮捕し暴行したとされている。8月28日、ムコノ裁判所はカテンデが警察の業務を妨害したとして起訴し、刑務所に送った。カテンデはSPCをリンチするために刑務所で暴徒を起こし、8月30日には監房で死亡しているのが発見された。警察は、エジョク、ヒルヤ、オキティを殺害に関与したとして逮捕し、ワギエンダとムクワヤは逃亡中である。年末時点では、捜査中であった。

警察は、デモ参加者を解散させるため、過度に実弾などの武力を使用し、その結果死傷者を出した。

例えば2月16日、ナカセケ地区ではSPCのポール・バイタが、カロケ・クリスチャン・ハイスクールで学校給食の質に対するデモに参加していた生徒、ウィリアム・ビヤムギシャとダニエル・トゥムウィネを殺害したとされている。その他4人の生徒が負傷し、治療を受けた。3月11日、ナカセケ裁判所はバイタを殺害の罪で起訴し、刑務所に送った。年末時点では、警察の調査は進行中であった。

9月10日と11日には、ブガンダ王が元々ブガンダ王国の一部であったカユンガ地区への旅行を治安部隊に阻まれたため、カンパラで暴動が起こった。政府は、旅行規制はブガンダと王国権利を拒絶した少数派民族による暴動を防ぐための安全対策だった、と主張した。暴徒は自動車を燃やし、道をふさぎ、店から略奪を行った。警察、郡、民兵組織は、抗議者を解散させるために催涙ガスと実弾を使い、26人の死者と大多数の負傷者を出した。治安部隊は1,031人を

逮捕し、そのうち 965 人は不法集会への参加、暴動、建物の破壊、暴動を扇動した罪で起訴された。その 965 人のうち、31 人はナティーテ警察局を燃やしたテロでも起訴され、66 人は釈放された。年末時点で 32 人に暴動の有罪判決が下された。

2008 年、2007 年、そして 2006 年の間に治安部隊による殺害は改善した。

例えば州検事は年内に、ジョビナ・ブスルワとパトリック・マアレ・セントウンブウェを 2008 年 1 月に殺害した罪で逮捕されていた SPC のシモン・キラビラを無罪にし、釈放した。SPC のピーター・セルクワヤも殺害で起訴されていたが、年末時点で引き続き逃亡中であつた。目撃者によると、ブスルワとセントウンブウェは、SPC が容疑者の家に無差別に発砲した際、殺害されたとしている。

9 月 17 日、アルア地区最高裁判所は、2008 年 12 月にステファン・エンザブゴを殺害したとしてラシデ・ニャクニに禁固 10 年の刑を言い渡した。裁判所は同じく起訴されていたマイケル・ベネディクト・オジンゴを無罪にし釈放した。

アルア地区裁判所は 3 月 16 日、2007 年にジェラルド・ウロマを殺害した過失致死罪で SPC のヤシン・アライに禁固 3 年の刑を言い渡した。

5 月 1 日、リラ地区最高裁判所は、2006 年にオグウェテ国内避難民(IDP)キャンプで 10 人殺害したとして、元アムカ軍人のアルフレッド・オデマとサイモン・オジョガに終身刑を言い渡した。

2007 年に治安部隊が関与した以下の殺害事件の訴訟は、何も進捗がなかった。4 月に大統領府職員ネルソン・センデゲヤを殺害した疑いの、ピーター・アヒムビシブウェの裁判。5 月にウガンダ東部マルク刑務所で、当局による刑罰で負傷し死亡したファイザル・キルンダの件。10 月にロナルド・ブキャヤンガ容疑者が 3 人のナビンゴの SPC に殺害された件。10 月にロジャーズ・ムゲンイがカンパラ交通警察官に殺害された件。そして、10 月に女性が UPDF 軍人のオチェン・オボニョにレイプされ殺害された件。

治安維持のためのボランティア市民による非公式グループ、ウガンダ人民防衛軍 (LDU)のメンバーが、年間を通して殺害に関わった。例えば、1 月 17 日には、

カバロレ地区で、LDU マンバーのモーゼス・カバガンベが市民のローレン・アリナイトウェを、ルウィミ州での夜間パトロール中に殺害したとされている。アリナイトウェは逮捕に抵抗している間に打たれたと主張していた警察官は、カバガンベで逮捕され、刑務所に送られた。本件は、年末時点で審理中となっていた。

本年中、2008 年の殺害事件について LDU メンバーが処罰を受けた。事例としては、1 月 22 日、キツガム地区の軍法会議が 2008 年 7 月に市民のデイビッド・オラー、イスマイル・オケヨ、オビナ・トリットを殺害した LDU メンバーのケネス・アルビノに、死刑判決を下した。この殺害事件は、オミヤ・ニマ IDP キャンプのある女性をめぐる口論に次いで、ナイトクラブで発生した。

2007 年 4 月に 2 人の市民を殺害した LDU メンバーのムルシ・カツサベは、引き続き逃亡中であった。

6 月 24 日、カンパラ最高裁判所は、2006 年に野党指導者キッサ・ベシギエの支持者 2 名を殺害した LDU メンバーのラマダン・マガラに、過失致死罪で禁固 14 年の判決を下した。しかし 9 月 3 日、裁判所は証拠不足として処罰を撤回し、免訴した。2006 年の事件で負傷した FDC 支持者のハルナ・ビヤムカナの民事訴訟については、何も進展がなかった。

子どもの殺害儀式が行われた結果、死傷者が出た。（第 6 部参照）

事件の容疑者に対する暴徒の襲撃で、死者が出た。証言者は警察に非協力的だったため、こうした事件の捜査を困難にしている。

例えば 3 月 22 日、ジンジャ地区の暴徒はカングルミラ村の強盗容疑者 2 名を殺害し、その後火を付けた。

3 月 23 日には、ルクンギリ地区の暴徒が、ジュリウス・トウィジュキエをいけにえ儀式で殺害したとして、ジョン・マンシヤボと息子のポリー・ムカマタを殴り殺した。

地主と小作人間の緊張が、暴徒化した。例えば 8 月 16 日、カユンガ地区では、小作人の反対があったにも関わらず土地を売り払おうとしたサム・クボが、暴

徒に殴り殺され焼かれた。カユンガ警察は事件に関与した疑いのある 11 人を逮捕した。年末時点では捜査中だった。

本年、当局は 2008 年 10 月に強盗容疑者 4 人の焼殺に関与したとして逮捕されたムサ・ムンゴマオンを釈放した。ムンゴマオンは関与を否定し他の容疑者を指名しているとされているが、これらの人々は年末時点で逃走中だったと報告されている。

その他 2008 年と 2007 年に発生した暴徒事件については、何も進展がなかった。カラモジャ地区では、前年よりもカラモジャ民族間の紛争が減ったが、同地区での暴動は続いた。UPDF と報道によると、家畜の襲撃とこれらの襲撃への UPDF の対処、そして政府の武装解除キャンペーンにより、年内に市民 52 人と UPDF 軍人 10 人が死亡した。国連人道問題調整部(OCHA)の報告によれば、不法武装のカラモジャ民族による近隣地区への侵略は減少しており、OCHA の縮小により警察のプレゼンスと政府の武装解除プログラムが増加した。

年間を通して、国内での LRA による攻撃についての報告はなかったが、LRA は DRC、CAR、スーダンで膨大な人数を殺害した。OCHA の報告によれば、具体的には 6 月から 7 月の間、例えば、LRA は 105 人殺害し 352 人を拉致し、約 12,500 人の DRC 市民を移動させた。

b. 失踪

政治的動機による拉致が発生している。

例えば、8 月 17 日野党 FDC 青年同盟のメンバーは警察に対し、FDC メンバーのイスマイル・ワガバが、カンパラの FDC 本部で開催されたプレス会議に向かうところ拉致された、と話した。12 月にワガバが姿を現すまで、消息は不明であった。FDC 職員は、2006 年に失踪した FDC 党员ロバート・ムギエニの消息は、未だに分かっていないと報告した。人権グループは、政府が失踪の責任を負うべきだと見なしている。

ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は 4 月 8 日の「オープン・シークレット」報告書で、2008 年半ばに拘束された者のうち、少なくとも 6 人がコロロ拘置所で確認された後、行方不明となっている、と報告した。(第 1 部 d.参照)

2007 年にテロ対策タスクフォース(JATT)によって逮捕された物売りのルタヤ・サイディの失踪と死亡疑惑については、捜査中であった。

年間を通して、ウガンダ北部での LRA による拉致の報告はなかったが、非政府組織(NGO)セイブ・ザ・チルドレンによると、前年 LRA に拉致された 4 万人の青少年のうち、約 5,000 人が未だに行方不明のままである。LRA は、引き続き DRC、CAR、スーダンで子どもと大人を拉致している。

c. 拷問及びその他の残虐で非人間的な虐待と刑罰

憲法と法律ではこうした行為を禁じているものの、治安部隊による容疑者への拷問や暴力が見られ、結果的に死者も出している、という信憑性の高い報告があった。(第 1 部 a.参照) 拷問は一般的に非登録の拘置所で発生しており、自白を得る目的で行われた。1 月から 6 月の間、拷問被害者の治療及びリハビリのためのアフリカ・センターには、拷問に関する申し立てが警察に対して 116 件、UPDF に 38 件、軍情報局首長(CMI)に 3 件、暴力犯罪情報ユニットもしくは即応ユニット(RRU)に 11 件登録された。

UHRC は 2008 年次報告書で、UPDF メンバー 237 人と、警察官 148 人、市民 300 人を含む 873 人に対する 1,060 件の人権訴訟が登録された、と報告した。1,060 件のうち、30 パーセントが拷問、残虐で非人間的な処置と刑罰に関する申し立てであった。

JATT 及び CMI が運営する非登録の拘置所での拷問と虐待に関して、多くの報告があった。4 月 8 日付 HRW の報告書には、コロロの JATT 本部及びキタンテの CMI 本部に拘留されていた人々が、「銃の台尻で何度も叩かれ、顔と耳に平手打ちされ、拳やむち、杖、イス、靴で叩かれた。」と記されている。JATT と CMI の職員は、「拘留者に苦痛で不快な格好をさせ、赤トウガラシを目や鼻や耳に押し当て非常に激しい痛みを感じさせた。」何人かの拘留者は電気ショックを与えられ、歩けなくなり拘留者の仲間に車へ運ばれた、という証言が数多く報告されている。激しい暴行による外傷の化膿で、足を失った拘留者も一人いた。

UHRC と人権イニシアティブ基金 (FHRI)、その他の人権団体は、治安部隊によるむち打ち、激しい暴行、刃物で刺す、蹴る、身をよじらせて骨折させようとする、行進やレイプの強要などの拷問事件を報告している。

拷問の被害者には、政治活動家や拘留者も含まれていた。例えば、フランシス・アトゥゴンザはホイマ市長で FDC の貿易工業セクレタリーを務めていたが、4 月に逮捕されて以降、年間を通して CMI の「安全な家」という施設で不法拘留と拷問を受けていた。最高裁判所判事のヨロカム・バムワインは、一般市民に裁判所の手続きを禁じており、年末時点で継続中であった。アトゥゴンザは 12 月に再逮捕され、職権乱用を理由に 2 週間拘留され、釈放された。アトゥゴンザの 2 件目の訴訟も年末時点で保留となっていた。

HRW によると、カンパラで 9 月 10～12 日に発生した暴動では、治安部隊が女性を含む容疑者を殴り、近所の玄関を次から次へと開けて住民を引っ張り出して、殴り逮捕した。(第 1 部 a. 及び第 1 部 d. 参照) UHRC は暴動で怪我を負った数人から申し立てを受けている。例えば、セムカラ・イスメールの申し立てによると、同氏はナテエテにある店を閉めていた所、治安部隊員に打たれて左腕を損傷したとされている。事件については捜査中であった。

逮捕、立ち退き、土地争いで警察が武力を必要以上に乱用した結果、負傷者が出た。

例えば 3 月、UPDF 少佐のオティム・デモイ・ラテックは、グル町での土地争いで住民のデイビッド・オボニョとウォルター・オケニーを縛り付け激しく殴ったとされている。軍は事件を確認し、捜査中だとしている。

7 月 11 日、ソロティ地区の SPC ジェームス・アンユーとオルポット・コカスは、夜間パトロール中にカドゥングル村の住民ジョナサン・オケジョに発砲し負傷させた疑い。警察は翌日 SPC を逮捕し、年末時点で捜査は保留となっていた。

7 月 20 日、ナテエテ伍長のスワケー・スワイブと SPC のヘンリー・ムカサは、カンパラ郊外にあるブセガの賃貸物件から強制立ち退きさせる際に、4 人に負傷させた疑いがかけられている。スワイブとムカサは同日中に逮捕され、年末時

点で捜査中となっていた。7月31日、カンパラ裁判所はスワイブとムカサに職務怠慢で有罪判決を下し、保釈した。年末時点で事件の尋問は保留となっていた。

野党政治家、宗教関係者、デモ参加者を退散させるために警察が過剰に武力を行使した結果、死傷者が出た。（第1部 a.及び第2部 b.参照）

2008年10月、マムタンバ地区のムズル村で、マサバ・バカリのSPCのエリック・キイリヤが交通巡査の指示に反発した者に発砲した事件については、何も進展がなかった。

HRWの4月の報告書によると、2007年にJATT 拘留所でヤシン・タエブワとアブドゥ・セムゲンイが拷問により死亡した。

5月20日、UHRCは議会に、政府は過去数年の拷問と不法拘留の被害者に対して20億シリング（103万ドル）支払う義務がある、と報告した。大統領が5月まで議員を任命しなかったため、UHRCは本年の前半には裁判が行われなかった。8月に、裁判での審理が開始した。

暴徒が、強盗、いけにえ、魔術、その他の犯罪の容疑者を襲い、死傷者が出た。法的処置と司法制度への信頼不足が動機の一部となり、暴徒が被害者に暴行を加え、リンチ、燃やすなどするか、虐待した。（第1章 a.参照）

刑務所と拘留所の環境

刑務所は引き続き過酷で、しばしば生命を脅かすような環境にある。さらに、軍の施設と非登録拘留所などで、治安部隊や看守が囚人に拷問を与えたという報告もある。刑務所での過酷な強制労働は、引き続き全国的に問題となっている。

カンパラの刑務所の環境は国際基準に限りなく近いものとなって来ており、医療ケア、水道、公衆衛生設備がある。しかし、これらの刑務所は最も過密な状態にある。カンパラ以外の刑務所では、長期収容、過密、職員の能力不足、食料・水・医療ケア・ベッドの不足などの深刻な問題を抱えている。FHRIの報告

によれば、カンパラ、ジンジャ、ブケデア、カムリの刑務所で栄養療法が若干改善された。

12 月中旬時点で、刑務所関連施設には収容能力のおよそ 3 倍に当たる 30,957 人が収容されていた。深刻な過密状態は、青少年拘留施設や女性刑務所でも問題となっていた。カンパラ少年院は 45 人用に設計されたが、122 人の少年を収容していた。一時収容施設は 30 人用に設計されたが、85 人の青少年を収容していた。

政府が存在を否定した非登録施設の環境については、情報が得られなかった。

ザ・プリズنز・サービスによると、拷問、過密状況、栄養不足、劣悪な公衆衛生設備、伝染病、過労、医療ケアの不足により国内で 141 人の囚人が死亡した。

刑務所当局は、2008 年 6 月に死亡した囚人のジオフレー・アカンドワナホ、フレッド・ムギシャ、エフライム・ナンクンダの死因は、キルフラ刑務所の受刑者仲間による絞殺だったと年内に確認した。絞殺に関与したと見られた受刑者 3 人はムバララ中央刑務所に殺人の疑いで送られ、裁判所の取り調べは保留になっている。ザ・プリズنز・サービスは、当初の調査で死因は深刻な過密状態による窒息だった、と述べていた。

2008 年 4 月に刑務所の農園で過酷な環境に置かれた後、倒れて死亡したアムリア刑務所の受刑者、イザック・アプンギアの裁判については、何も進展がなかった。

中央刑務所では、女性受刑者は別の施設に収容されたが、地方刑務所では、監房を別にするなどの女性受刑者向けのサービスと設備が不足している地域もあった。FHRI によると、ザ・プリズنز・サービスには、妊婦や子連れの母親向けの予算がないものの、年間を通して女性刑務所の子どもの数は増加し続けた。青少年施設でのスペースが不足していたため、未成年者は大人と同じ刑務所に収容された。カンパラ刑務所では、公判前拘留者は有罪判決を受けた受刑者と別々にされたが、他の地域では公判前拘留者と有罪判決を受けた受刑者が一緒に収容される事もあった。

年間を通して、政府は、赤十字国際委員会(ICRC)、海外の外交官、主に FHRI やウガンダ受刑者支援基金などの国内 NGO による刑務所の訪問を許可した。しかし当局は、訪問に当たっては事前に連絡する旨、要求した。当局は、非登録施設を訪問しようとした人権団体に対し、政府は「安全な家」や非登録拘留施設を管理していない、と述べた。

d. 不当な逮捕や拘留

憲法と法律では、こうした手続きを禁止しているが、治安部隊員は年間を通して市民を不当に逮捕したり拘留したりした。

警察の役割と安全機構

内務省傘下のウガンダ警察部隊 (UPF)が、法執行の第一義的な責任を担っている。UPDF は主に対外安全を担う武装部隊であるが、北部での秩序維持に関しても一部担当しており、市民 IDP を反乱軍の攻撃から守り、カラモジャ地域での一族間の紛争が暴動に発展しない様、北部に配置されている。国内治安機構 (ISO)及び対外安全機構(ESO)は、主要治安機関で、大統領及び国防省直下の情報局でもあり、しばしば市民を拘留した。CMI は、ISO や ESO の様に暴動やテロ活動の疑いがある市民を拘留して半自治的なユニットの様な行動を取る事も多いが、法的には UPDF の支配下にある。共同対テロ任務部隊(JATT)は、CMI 傘下の民兵組織グループで体系化された命令がないものの、反逆やテロ活動の容疑がかけられた多くの市民を不法に拘留している。JATT は UPDF や警察、ISO、ESO から抜擢されたメンバーによる共同軍である。LDU は市民を守るため政府の努力を強化し、時に防衛軍事行動に参加し、警察としての役割を担った。

UPF は引き続き、低賃金、車・機材・訓練の不足など、限られた資源に悩まされた。汚職と刑事免責の問題もあった。年末までに、24 人の警察官が汚職で告発されたが、賄賂による免責もしくは釈放者はいなかった。UPF 人権窓口は、事件簿の管理ミス、拷問、嫌がらせ、不法な逮捕や拘留、職務怠慢、不名誉な行為、汚職行為など、警察官の権力乱用についての申し立てを捜査した。UPF の報告によると、2008 年 1 月から 2009 年 9 月までの間、5,000 件の人権侵害と非専門的な行動についての申し立てを受け取っており、これらの訴訟のうち 3,000 件について行動を取ったとしている。

UPDF は引き続き、北部とカラモジャ地域における法執行の責任を UPF に転嫁させようとした。年間を通して、UPF は新たに推定 30 人の SPC を各州本部に配置し、各市の事務所に 12 人の SPC を配置した。新たに配置された SPC の多くは、メンバーの合計人数が減少している LDU の元メンバーであった。北部にいる警察官 6,700 人のうち 4,500 人は SPC で、彼らは警察官ほど訓練を受けておらず、契約で雇用された。

UHRC と ICRC や国連人権高等弁務官などの国際機関と連携して、UPDF と警察は引き続き職員に国際水準の人権について訓練を行った。年間を通して、289 人の警察官が人権及び憲法ワークショップに参加した。警察、UPDF、プリズンズ・サービスもまた、研修プログラムで人権マニュアルを使用した。

逮捕手続き及び拘留中の扱い

法律の定めでは、逮捕前に裁判官と検察官が捜査令状を発行する事になっているが、実際には、容疑者が令状なしに拘束された事がしばしばあった。法律の定めでは、容疑者は 48 時間以内に起訴されるが、容疑者がそれ以上拘束される事が多かった。対テロ法により逮捕された容疑者は、120 日（死刑の場合 360 日）以内に裁判となるか保釈されなければならないが、この期間が無効になる前に裁判が開始された事件の場合、公判前拘留の期限はない。被拘留者は拘留されている理由をすぐに知らされなければならないが、当局が知らせていない事もあった。法律では裁判官の裁量で保釈でき、一般的には厳しい条件の下で保釈が決定された。被拘留者は、法律により弁護士への相談が許されたが、法的代理人を通さない人が多かった。死刑に問われた貧困層の被告人には、国の予算で弁護士が提供された。

法律では家族の面会が許可されているが、監禁拘留は本年も引き続き問題となった。FHRI によると、年間を通して CMI が 4 人、JATT が 1 人の市民を監禁拘留した。拘留者のうち、年末までに釈放された者はいない。また、警察が逮捕されて間もない囚人を、ある拘留施設から別の所へ移送し、居場所を確認しようとする家族を混乱させている、という報告書もあった。HRW は 4 月 8 日付報告書で、「JATT 職員は、コロロ拘留施設に収容された容疑者に対し、頻繁に目隠しして手錠をかけ、時に殴る事もあった。拘留者は弁護士や家族と接触する

事が出来ず、自分がどこにいるかは他の拘留者から聞くか、コロロ施設から見えるカンパラの町の目印となる建造物で確認した。」と報告した。

警察による一斉摘発で、暴動、反逆、暴動の扇動、テロ容疑を理由に大勢が逮捕され、引き続き問題となった。暴動、反逆、暴動の扇動、テロの容疑者は、罪状なしに拘留されたり、非登録及び非公式施設での拘留、拷問を含む虐待など、数々の嫌がらせを受けたとされている。ザ・プリズンズ・サービスは、審理前の反逆罪容疑者を年内に 29 人収容した。

UHRC は年内に、自身が不当に逮捕されたと主張する人からの申し立てを 149 件受領した。政府は、年内に不当に逮捕された被害者の一部に賠償金を支払ったが、その実施が遅い事がしばしばあった。2008 年 4 月、元 UHRC 代表のマーグレット・セカグギヤは被害者に支払うための国家基金創設の請願書を提出したが、何も進展がなかった。過去の賠償金は、司法省が管理する一般政府基金から支払われている。

人権グループは、カラモジャで UPDF に逮捕された人々への処置と、襲撃と政府の武装解除キャンペーンに対する UPDF の対応を危惧した。(第 1 部 a.参照)

人権グループは、政府が軍の施設及び「安全な家」として知られる非登録拘留施設に市民を拘留し、しばしば監禁していた、と報告した。政府は、こうした施設は維持していないと否定した。

警察の監査官は 10 月、警察 RRU のメンバーが不法に政府職員の妻を未明の場所に 1 週間以上監禁し、拷問などで恐怖を与えたという疑惑が浮上したため、上級役員の人事を交代した。RRU 代表のエマニュエル・ムヘアウェ長官と副長官のピーター・カコンゲ及びエマニュエル・ブウェムバレは、追加研修に派遣された。

HRW は 4 月 8 日付の報告で、JATT による 1 週間から 1 年以上の不法拘留 106 件をまとめた。拘留の多くは 2007 年と 2008 年に発生し、同国が開催国となった 2007 年のコモンウェルス政府首脳会合の数カ月前に行われた。25 件以上で、拘留者は拷問か虐待を受けている(第 1 部 a.参照)。裁判所の記録と HRW のインタビューによると、拘留者の大半は過去に犯罪歴がなかった。

106 人の拘留者のうち、6 人は 1 年以上告訴されておらず、CMI は、容疑者が拘留されている事を確認した。7 月 27 日、最高裁判所は UPDF に対し、ADF 反乱軍に所属していたとして告訴された、ムハマッド・アダム・セクリナ、ファチマ・ナントongo、イスマイル・カムバレ、アブドゥルラーマン・キジャムブ、アブドゥル・ハミッド・ルゲムワの拘留者 5 人について裁判を命じた。UPDF は最高裁判所の規定を無視し、恩赦を求めるため 5 人の拘留者をウガンダのアムネスティ委員会に連れて行った。7 月 31 日、委員会は 5 人の容疑者に恩赦を与えた。CMI によると、当局は 2 月 28 日、殺害に関与された疑いのあるハムザ・ムウェベを 6 人目の容疑者として逮捕したが、2008 年 11 月に証拠不足のため釈放されていた。

裁判所は 6 月 15 日、市民団体から UPDF が同氏を監禁しているとの申し立てを受けて、グルのメガ FM ラジオ局のレポーターであるパトリック・オティムを釈放するよう UPDF に命じた。2008 年 9 月から 2009 年 5 月の間、当局はオティムとその他以下の容疑者 13 人を、ウガンダ愛国戦線という名の反乱グループを形成し、政府を転覆させようとした容疑で逮捕した。元グル地方議員のアルフレッド・ラヤング・オコット、元 LRA 反乱軍のエミー・オライエムとフィリップ・オネコノ・オケロ、市民のフランシス・アケナ、パトリック・ルムンバ・コマケッチ、パトリック・キデガ、ジミー・オジエング、パトリック・オケロ、ジョン・オティム、アルフレッド・アランヤ・ルブボエル、メヤ・デオビレンテ。マイケル・オボル、パトリック・コマケッチ。6 月 16 日、オティムとその他数名は反逆罪の有罪判決を受け、刑務所に送られた。カンパラ裁判所は 12 月 18 日、最高裁判所に容疑者 14 人を引き渡した。

2007 年と 2008 年に、JATT により不法拘留された 106 人の一部は、JATT 事務所に恩赦を求めるよう物理的に強制された、と HRW に報告した。別の人達は、いかなる反逆行為に関与していなかったにも関わらず、長期間の監禁と法的支援の不足により、恩赦を要求せざるを得ない状況に追いいられたと話した。恩赦を求めた拘留者は、反乱軍やテロリストという汚名を着せられ、JATT による虐待の不满を恐れ、将来狙われる可能性もある。

警察は、9 月 10～12 日にカンパラで発生した暴動などで、何百人ものデモ参加者を不当に逮捕した。（第 1 部 a.参照）

司法当局での未解決裁判により、公判前拘留は2～3年となり、7年に及んだ事もあった。

ザ・プリズンズ・サービスは、およそ3万人の収容者が公判前拘留者であると報告した。UHRCは、囚人から拘留期間からに関する訴訟も受けた。

恩赦

政府は2000年以降、反逆罪に問われた元軍人をLRA及びその他反乱軍から脱却させるため、包括的恩赦を与えている。約2万3,500人がこの法律の恩恵を受けており、そのうち半分以上が元LRA軍人であった。

e. 公正かつ公開された裁判の不在

憲法と法律は司法の独立性を定めており、実際、政府は全般にこの法律を尊重したが、大統領は司法の広範囲で任命できる法的権力があつた。大統領は議会の承認を得て、最高裁判所、上級裁判所、控訴裁判所の裁判官を任命する。また、大統領は議員の承認を得るために、裁判官の任命推薦書を作成する司法制度委員会のメンバーも任命する。裁判官は、年間を通して何件かの重要な裁判で、政府に反する判決を下した。下級裁判所は、引き続き人員不足、権力不足、非効率であつた。司法の汚職が問題であつた。（第4部参照）

最も権力のある裁判所は最高裁判所で、その次に控訴裁判所（憲法裁判所の機能も兼ね備えている）、上級裁判所、治安判事裁判所、地方裁判所、郡裁判所、村裁判所と続いた。地方裁判所は、民事上の紛争、土地の所有や債務裁判、子どもを含む刑事事件を扱う権限がある。これらの裁判所は村民にとって唯一の裁判所であるため、権力を超過し大人の刑事事件も扱ったとされている。地方裁判所が出した判決については、治安判事裁判所に訴える事ができるが、村レベルでは記録がなかった事も多い上、被告人に訴訟の権利がある事も知られていない事があつた。

軍の裁判制度は、公正な裁判での権利を保証していない事もしばしばあつた。被告人には弁護士を雇う権利があつたが、経験が浅い軍の弁護士もいた。法律では、軍で上訴手続きを定めているが、死刑を含む有罪判決は、UPDFの上級司令官にのみに訴える事ができた。緊急と見なされる状況では、現地の軍の裁

判所が犯行現場で審理を開く事ができる。法律では、犯行現場での裁判で有罪判決を下す事はできない。軍の一般裁判所は UPDF 法令に反する罪を犯した市民を裁く事ができる。

裁判手続き

司法運営の不十分な制度と資源不足により、未解決裁判の問題が発生し、公正な裁判を受ける権利が限定された。全ての非軍事裁判は公開されているが陪審人は使われていない。被告には適宜弁護士を雇い相談する権利があるが、民事訴訟の被告なしに審査する事が出来る。法律では、政府は死刑に問われる貧困層の被告者に弁護士を準備する事を定めているが、適当な相談を受けるための予算がある事は稀であった。法律上は、被告人は証言者と対面して質問する事ができるが、実際にはこの権利が尊重されていなかった。憲法裁判所は 2008 年 3 月、国が公判前に反対意見のために利用しようとしている証拠書類を、犯罪容疑者は入手する権利があると定めた。与党は「抜き打ち裁判」の実施を却下した。しかし与党は、非常に難しい事件では、公開の権利は完全ではないとした。無罪の推定もあり、被告人は告訴する権利を有している。

司法省は 8 月、国の全裁判所で扱う事件のうち 76 パーセント以上が、人員問題により処理されていない、と報告した。その報告では、こうした人員不足が市民のための司法機能を低下させている、と提示された。

政治犯及び政治的拘留者

年間を通して、政治犯及び政治的拘留者の報告があったが、信頼性の高い統計は入手できなかった。

FDC 野党指導者キツザ・ベシギエとその他 FDC 党員 9 人に対する反逆罪については、FDC 党員が、軍法会議及び民間人としての告発の両方に直面している合憲性について憲法裁判所に申し立てたため、上級裁判所で保留となっていた。9 月 1 日には、憲法裁判所が上級裁判所の異議申し立てへの反対を退け、憲法裁判所で取り調べを完全に行うよう道筋をつけたが、それは年末時点で実施されていない。

ブライト・ガブラ・アフリカは、反逆罪の死刑判決が 1995 年に最高裁判所に支持されたが引き続き刑務所に収容されており、主要法的機関である、特赦権に関する大統領諮問委員会への控訴結果は、保留となっていた。

市民の訴訟手続き及び賠償

民事問題を扱う、独立した個別の裁判所がある。人権侵害の場合、憲法の下で裁判の権限を有する UHRC が窓口となっている。この権限には、拘留者の釈放、被害者への賠償金やその他の賠償金の支払いを命じる事も含まれる。国内裁判の秩序強化が問題となっていた。

f. プライバシー、家族、家庭、通信への不当な介入

憲法と法律では、この様な行為を禁止しており、政府は全般にこれらの禁止事項を尊重した。警察は、個人の家やオフィスに立ち入る際、法律で定められているとおりに捜査令状を入手していない事もあった。

対テロ法は、テロ活動の察知と予防のため、特定の法執行職員に通話の傍受を認めている。政府は、引き続き電話回線の傍受を行った。

政府は、学生と政府職員に対し、NRM の政治教育と「チャカ・ムチャカ」として知られる軍事科学コースへ参加するよう、以前より熱心に要求したとされる。政府は、コースは義務ではないと主張したが、人権活動家は、公務員と学生は参加するよう圧力をかけられた、と報告している。いくつかの報告によると、政府への就職を希望している学生も、就職に有利となるために政府教育訓練の参加証明書を提出する様、要求された、という。

第 2 部 市民的自由

a. 言論及び報道の自由

憲法と法律は、言論及び報道の自由を定めているが、政府はこれらの権利を制限した事もあった。法律は、メディアの違法行為を犯罪と見なし、警察のメディア犯罪ユニットは全てのラジオ、テレビ、印刷媒体のメディアをつぶさに監視した。数多くのジャーナリストが治安妨害の罪に問われたが、2005 年に治安

法の立法性に挑んだインディペンデント誌の編集者アンドリュー・ムウェンダが申し立てを行い、憲法裁判所がそれを裁定するまで、政府はこうした事件を起訴できなかった。政府は時にジャーナリストを脅して嫌がらせを行い、個人監視を引き続き行った。

政府職員は、政府を批判する公式声明を行った政治的指導者を拘留して尋問し、名誉棄損法や国の安全保障を、言論の自由を妨げる法的根拠とした（第3部参照）。大統領府は、政治討論番組での議論を注意深く監視したとされており、政府は野党メンバーのラジオトークショーへの参加を止めさせようとする事もあった。

9月12日、カンパラ警察は国会議員と野党民主党(DP)メンバーのイッサ・キクングウェを9月にカンパラで発生した暴動を扇動した疑いで逮捕した。キクングウェは、青年教会のイベントで開発についてスピーチを行っていた。警察は9月13日、キクングウェを保釈金で釈放した。年末時点では、捜査中であつた。

12月10日、警察はDP広報事務局のベティー・ナムボーゼを治安妨害の罪で起訴しており、ナムボーゼが8月19日にCBSラジオの番組「キリザ・オバ・ガアナ（受け入れるか否定せよ）」に出演した際、大統領ムセベニと内閣への反感と不満を助長させる意見を述べたとしている。ナムボーゼは罪を否定し、保釈金で釈放され、2010年1月に予定されていた取り調べは保留になっている。

カンパラ警察は12月28日、国会議員で野党司法フォーラム党のメンバーであるフセイン・キャンジョを、12月17日に開催されたブガンダ王国会議で暴動を扇動したとして尋問を行った。キャンジョは、政府が民主化と法の支配を尊重しなければブガンダは暴動を起こすだろう、と警告する文書を提示した。キャンジョは釈放され、年末時点では捜査中であつた。

民間資本の出版社と報道局が数多く存在し、独立系メディアは障害に直面しながらも、全般に営業し、様々な視点を表現した。報道法では、ジャーナリストは認可制となっており、大学でジャーナリズム課程を修了しているか、それと同等の知識を有する事が求められる。また、同法ではメディア協議会が新聞社を営業停止にする権利を有している。デイリー・モニター誌、インディペンデント・マガジン誌、ウィークリー・オブザーバー誌は、社員が扇動の罪に問わ

れているにも関わらず、引き続き政府を批判する記事を発行した。政府が運営する日刊紙と週刊新聞もいくつかある。

政府は年間を通してジャーナリストに暴行を与えた。例えば RRU 警察は 7 月 2 日、レッド・ペッパーのジャーナリスト、トニー・キジトと、ワバー・テレビ放送局(WBS)のカテンデ・マリブが、カンパラ郊外キレカの RRU 本部前で拷問されていたサイクリストの写真を撮ったとして、暴行を与えたとされている。この事件について、年末時点で何も進展の報告がなかった。

政府は他にもジャーナリストを逮捕したり嫌がらせを与えたりしており、何人かは扇動罪に問われ、パスポートを強制的に没収された。

1 月 2 日、警察犯罪捜査局(CID)は、「隔離されたコニー：注目を集める UPDF の陰謀」というタイトルの 12 月 28 日付モニター誌の記事が発行された後、国の安全保障を損なうとして非難し、デイリー・モニター新聞社編集長ダン・カリナキと上級記者グレース・マツィコとアンジェロ・イザマを逮捕し、尋問した。カリマキは 9 時間後に無罪で釈放され、マツィコとイザマは保釈金を納めて解放され、1 月 29 日に警察は保釈金と告訴の両方を取り下げた。

カンパラ警察は 8 月 12 日、デイリー・モニターのフォトジャーナリスト、ステファン・オタゲが、元政府検察官(IGG)であるフェイス・ムウォンダの写真を許可なく撮影したとして、一時的に告訴する事なく拘束した。警察はオタゲのカメラを押収した。

カンパラ警察は 8 月 18 日、ムセウェニ大統領が内閣大臣に宛てた手紙の変更版を発行した疑いで、デイリー・モニターの新聞編集者ダニエル・カリマキとヘンリー・オチエングを逮捕し、尋問した。8 月 2 日にモニターが掲載した手紙には、特定の民族グループの人々が、ウガンダ西部の一部地域での公選職に立候補するのを阻む様な、議論を呼ぶ提案も含まれていた。カリナキとオチエングは、偽造と偽書類を容認した罪に問われ、保釈金で釈放された。この訴訟は、年末時点で保留となっていた。

警察は 8 月 27 日、2011 年の大統領選挙を不正操作するためのチェックリストを確認しているムセウェニ大統領が描かれた漫画を掲載したとして、インディ

ペンデント・マガジンの最高経営責任者アンドリュー・ムウェンダ、上級編集者のチャールズ・ビチャンチ、ニュース編集者アシスタントのジョセフ・ワーを逮捕して尋問した。9月23日、これら3人のジャーナリストには扇動罪の判決が下され、保釈金で釈放された。10月15日、裁判所はムウェンダ、ビチャンチ、ワーの裁判を停止し、同国の扇動法に対するムウェンダの2005年の申し立てについては、憲法裁判所による判決が未決定となっている。

警察は12月21日、12月20日付記事「僅差の投票結果で内戦の恐れか」がムセウエニ大統領を中傷したとして、デイリー・モニターの上級記者アンジェロ・イザマを逮捕した。イザマは警察に5時間拘束され取り調べを受けた後、解放された。年末時点で事件は保留となっている。年間を通して、4つのラジオ局が閉鎖もしくは営業停止の処分を受けており、主に9月10～12日にカンパラで発生した暴動に関する記事の処分として、ラジオ・ジャーナリストが暴行を受け、逮捕され、解雇され、停職処分を受け、脅しを受けた。政府はまた、政府を批判する野党の政治家候補を出演させた独立系のテレビ局及びラジオ局を取り締まった。政府は、周波数が限定的である事を理由に引き続きカンパラでの新たなラジオ局を禁止したが、禁止事項は広範囲において無視され、処罰も受けなかった。

アルア警察は5月27日、毎週西ナイルのFMラジオ、アルア・ワンで行われる政治討論番組で、5月23日に出演したジャーナリストのビクター・ガドリボとUPC 党員のカレブ・カムレ、ジェファー・アレクア、ファジル・レメリガを、大統領を中傷した疑いで逮捕した。容疑者は、ムセウエニ大統領の国籍について質問していた。

ウガンダ放送協議会(UBC)は9月10日、カンパラのラジオ局4社、ラジオ・サピエンティア、スウビFM、バガンダ王国中央放送情報が運営する2局、アカボジ・ク・ビリ・ラジオ・ツーを、営業停止処分にした。

9月11日には、ラジオ・ワンのジャーナリスト、ロバート・カルンディ・セルマガが、金曜番組キバアゾの収録直後に、WBSスタジオの外で何者かに声をかけられた。加害者は同氏を不明の車に押入れ、暴行を加え、他の収容者20人と共に、「安全な家」に収容させた。9月12日、セルマガは公的な警察所に連れ

ていかれ、逮捕された。9月15日、当局はセルマガを6つの扇動罪を理由に起訴し、保釈金で釈放される前にパスポートを引き渡すよう強要した。年末時点で、裁判は進行中となっていた。同氏が釈放された後、UBCはセルマガをラジオ討論番組の司会進行役から解雇した。12月4日、セツマガとサピエンティア・ラジオのジオフリー・セバガラは上級裁判所に対し、解雇は違法だとして退けるよう、申し立てた。申し立ての事情聴取は年末時点で保留とされていた。

UBCは9月12日、ラジオ・シンバの討論番組1件と、金曜日放映のWBSテレビ番組キバアゾを、暴動を煽りたてる可能性があり、大統領に対して屈辱的であるとして、終了させた。討論番組の司会者ピーター・キバアゾは、3カ月停職処分とされた。UBCは12月8日、キバアゾにWBSテレビ討論番組イッシュー・アット・ハンドへの出演を許可した。当局は他にも、以下のジャーナリストを停職・解雇処分にしている。暴動と警察の対応の映像を放送したウガンダ放送社のテレビ・マネージャーであるマーク・ワルンガマ、ラジオ・シンバのシアサ・センクブゲ、ビジョン・ボイスのチャールズ・オドンゴソ、ラジオ・セピエンティアのジャーナリストであるマトブ・ラオイシウス、イレネ・キセカ、ベン・ムテベイ・アメエンゴ。政府は9月15日、政治的番組の放送をしないという厳しい条件の下、ラジオ・サピエンティアの再開を許可した。

地方自治体の職員が、年間を通して報道の自由を規制した。例えば、7月にはウガンダ東部ブギリ地区の地区協議会が、政府の汚職に関する情報を報道したとして、ジャーナリストの協議会への参加を禁止した。ムバレ住居地区協議員のヘンリー・ナリャンヤは9月、同氏が居住する地区の健康番組を除き、全てのラジオ討論番組を禁止した。

2008年の報道の自由に関する裁判には、進展が見られた。3月、WBSジャーナリストのフランシス・トゥムウェクワシゼとティモシー・シバシは、2008年8月に警察に嫌がらせや暴行を受けたとされていたが、上級裁判所に賠償金を申し立てた。警察は、ジャーナリストらが警察について否定的な報道をしたと非難した。ジャーナリストらが2008年9月に提訴したUHRCへの申し立ては、保留となっていた。

6月4日、憲法裁判所はナカワ司令官に対し、2008年1月に元IGGフェイス・ムオンダが偽りの給与要求を行ったという記事で扇動罪となった、元デイリー・モニター編集者のジョアシム・ブウェンボ、ベルナルド・タバイレ、エマニュエル・ギェザホ、ロバート・ムカサの刑事訴訟を続けるよう命令した。

9月23日、カバロレ裁判所は、ライフ・ラジオ局のアナウンサーである、ステイーブン・ルワグワー、ウィリアム・ゴンザ、ジェラルド・カンキャ、ジョラム・ビンタマンヤ、プロスパー・ブシンギエに対し、証拠不足のため無罪判決を言い渡した。これらのラジオ・ジャーナリストらは2008年1月、暴力と名誉棄損で起訴されていた。ジャーナリストらは10月、逮捕は違法行為だとして政府を相手取って訴訟を起こした。年末時点で申し立ての取り調べは保留となっていた。

インディペンデント・マガジンの編集者ムウェンダ、記者のチャールズ・ビチャンチ、レポーターのジョン・ンジョロゲは、証言を基にした政府の「安全な家」での拷問など2003年のUPDFが犯した残虐行為の記事に関与しており、2008年4月には扇動罪に問われていたが、何も進展がなかった。

インターネットの自由

個人や団体は全般に、Eメールなどインターネットを通して平和的に考えを表現する事が出来た。しかし、時に政府はアクセスを規制した。2006年に禁止された反政府ゴシップセブサイト radiokatwe.com へのアクセス禁止は、引き続き実施されている。設備不足のため、月に一度以上インターネットを利用する人の割合は、人口の7.8パーセントに留まっているものの、年間を通して、インターネット利用者が増加した。

学業の自由と文化的行事

学業の自由に関する政府の規制はなかったが、歴史や政治科学など特定の分野においては調査認可が要求されており、それを取得するのは困難であった。

前年と異なり、報道協議会は同性愛者を助長すると判断される映画の上映を禁じなかった。

b. 平和的な集会と結社の自由

集会の自由

法律では集会の自由を制限しており、治安部隊は年間を通して、デモ参加者を解散させるために、実弾などの過大な軍事力を行使した。公的会議、デモ、集会は全て、警察の許可が求められている。2008 年 5 月、憲法裁判所は警察法第 32 条(2)を無効にし、25 人以上が参加する集会を開催する前に、警察の監察官から許可書類を入手する必要をなくしている。しかし、司法省は裁判所の判断に控訴し、実質的に裁判所の決断による法的措置は延期された。年末までに、控訴への判決は何も下されておらず、警察と自治体は警察法の下、野党の活動を妨害した。（第 3 部参照）

例えばムベンデ警察は 8 月 23 日、FDC 国会議員(MP)ベティー・カムヤ率いる市民社会団体のウガンダ連邦同盟の集会を、妨害した。カンパラ警察は 9 月 2 日、FDC 青年が彼らの国家青年指導者アベディ・ナッサー・オボレが保釈金により解放された後に計画した集会を、妨害した。12 月 1 日には、警察がエンテッペでの DP 支持者による集会を妨害した。12 月 6 日、ホイマ警察は FDC 代表キッサ・ベンギエを妨害し、集会の開催を妨げた。

デモ参加者を解散させるために過大な軍事力が行使され、特に 9 月 10～12 日に発生した暴動では、数多くの死傷者を出した。（第 1 部 a.参照）。

ルウェロ地区では 7 月 26 日、治安部隊が、貧相な食事と体罰に対する生徒デモに参加していたブゲマ・アドベンティスト中学校の生徒ウィルバー・クワムボコ・オマラとミリアム・アドエロに発砲して怪我を負わせた。同日、警察は発砲に関与した警察司令官エディ・クラニー、コミュニティー交流職員イブラヒム・オドロア、CID 司令官スリエマン・キブエ、SPC のロバート・オグチとアレックス・オジャムボを含む治安部隊メンバーを逮捕した。年末時点では、捜査中であった。

2 月、国会議員選定委員会は不法な政治集会の最中に警察が国会議員に暴行を加えたとされる 2008 年の事件の捜査を終了した。しかし、年末時点で委員会は捜査報告書を公開していなかった。

野党 DP メンバーのドミック・マトブ・サビオ、エマニュエル・ムガンドゥシ、サミュエル・ムリンドワ、マーガレット・ワゼンバ、ベン・キワヌカは、2008 年に同党本部における不法集会中、暴動、暴力、武器保有で起訴され、年末時点では引き続き警察に拘束されていた。

警察は年内に、2008 年 8 月に不法なデモを行い、建物に悪意的損害を加えたとして起訴されたマンデラ中学校の生徒 25 人の裁判を打ち切った。生徒の父兄が、損傷を受けた建物の賠償金を学校へ支払う事に合意し、免訴となった。

警察は、2008 年 2 月のキセッカ市場での暴動における過大な武力行使について、証拠不足のため捜査を停止した。警察は、年末時点で刑務所に収容されている暴徒の最新人数を把握していなかった。

2008 年 6 月にカンパラで不法集会を開催したとされる MP ナビラー・センパラの暴動と逮捕について、何も進展がなかった。防衛・国務議会委員会は、年末時点でセンパラの事件について捜査中であった。

8 月 12 日、死者 1 人を出した 2007 年のデモに参加したとして、活動家 22 人が起訴された。起訴された者には、MP のフセイン・キャンジョ、エライアス・ルクワゴ、ベアトリス・アティム・アニワー、DP 青年派代表フレッド・ムカサ、カンパラ貿易協会代表のイッサ・セキトもいた。年末時点で裁判は保留となっていた。

結社の自由

憲法は結社の自由を定めており、政府は全般にこれらの権利を尊重した。

市民社会団体は 4 月、宗教団体を含むほぼ全ての NGO に毎年認可登録の更新を行うよう義務付ける 2006 年 NGO 登録法に関して、憲法裁判所に異議を申し立てた。政府は 2008 年 1 月、同法を見直すために委員会を設置し、一時的に法の執行が停止された。年末時点で、申し立てに関する反応や、委員会による措置は何も取られていない。

c. 宗教の自由

憲法と法律は宗教の自由を定めており、政府は実際にいくつかの規制を定めながら全般にこの権利を尊重した。法律では、宗教団体と外国伝道者は NGO と同じ法律の下、政府に登録する義務があり、未登録は犯罪行為と見なされた。しかし、法の執行は一時的に停止された（第 2 部 b.参照）。政府や関連団体が宗教団体、指導者、個人に対して暴行を加えたという報告も何件もあり、さらには政府が特定の宗教団体による礼拝を規制した、という報告もあった。

例えば 7 月 20 日、RRU はキリスト国際教会の礼拝者数名を攻撃し拷問したとされている。警察は警察本部検察補佐のウィリアム・カンジラと警官のジョン・ボスコ・オドレ、ジム・オケロ、サリダット・ナカテ、デオ・アベイネを逮捕した。8 月 13 日、カンパラ裁判所は、重傷を負わせ、驚異的な暴行を加えた疑いで容疑者を起訴した。

トロロ警察は 8 月 12 日、ゴスペル教会のメンバーである、ステファン・オタボン、ジョセフ・オチエノ、ディスマス・オフアムボ、ジョン・エトネット、リチャード・オケチョ、デイビッド・エジャカイト、ジョン・オベラを逮捕しており、それ以前に、住民から同グループがメンバーに対し、公的な学校に通ったり、診療所や病院で医療ケアを受けたりする事を禁止している、との通報を受けた。

警察は年内に、不法集会を開催している罪に問われ、2008 年 4 月に逮捕されたニャンガカイボ・カルトのメンバー 11 人の裁判を、証拠不足を理由に打ち切った。

地方自治体職員は、いくつかの宗教団体の活動を間接的に妨げる、細かな規制を行った。カルトと認識された団体は、さらなる監視や規制を受けた。

社会的虐待及び差別

宗教上の信仰や行為を理由とした、社会的虐待や差別に関する報告はなく、主な社会的指導者は、宗教の自由を促進するため前向きに取り組んだ。

警察の報告によると、何件かの 2008 年の裁判は証拠不足を理由に打ち切られており、その中には、病気の教会信者から金を巻き上げた疑いで 1 月に逮捕されたムバララ・ハウス・オブ・グレース牧師のパトリック・ムクングジ、マイケ

ル・カトンゴレ、ジョシュア・ケイナルガバ、およそ 1,250 万シリング（6,400 ドル）を盗んだ疑いで逮捕されたマイク・オカカ牧師の裁判も含まれている。

ユダヤ人コミュニティは非常に小規模で、反フダヤ主義法の報告は何もなかった。

議論の詳しい情報は、2009 年版 国際宗教自由報告書を参照されたい。

d. 移動の自由、国内避難民、難民保護、無国籍者

憲法と法律では、移動、海外旅行、移住、帰還の自由が定められているが、実際のところ、政府はこれらの権利を制限する事もあった。政府は国連難民高等弁務官(UHCR)とその他の人権団体と協力し、国内避難民、難民、帰還難民、亡命希望者、無国籍者、その他問題のある人々への保護と支援を提供した。

野党メンバー、ジャーナリスト、その他扇動罪や反逆罪に問われている者には、移動の規制が敷かれた。ブガンダ王国の上級職員に国内での移動規制が言い渡され、9 月には暴動につながった。（第 1 部 a.参照）

既婚者の女性がパスポートに子どもを記載する場合、パスポート申請の際に、夫が書いた許可書を入手しなければならない。

同国には強制追放の法律はないが、政府は年内に強制追放を行わなかった。

国内避難民(IDP)

政府の平和・回復・開発計画と、国内外の NGO による物質的及び社会的インフラ再建により北部の治安が改善し、年末までに推定 110 万人の IDP のうち 85 パーセントが、LRA による被害を受けた北部に戻った。UHCR によると、IDP18 万 4,000 人がウガンダ・アチヨリ地域の北部にあるキャンプに留まった。ランゴ及びテソ地域の IDP は全員、年末までに自宅へ戻っていた。IDP 人口の減少により IDP キャンプの環境は改善したが、居残った IDP の飲料水、医療ケア、学校、訓練された教師、住居、土地は引き続き不足していた。

難民保護

同国は、1951 年の難民の地位に関する条約と 1967 年の議定書、そしてアフリカにおける難民問題の特殊性を統治する 1969 年アフリカ同盟会議、の参加国である。法律では、亡命者や難民者の立場を保証しており、政府は難民を保護するためのシステムを設置している。政府はまた、人種、宗教、国籍、特定の社会集団、政治的意見によって生活や自由が脅される国への難民帰還や除名に対する保護を提供した。政府は、1951 年の条約と 1967 年の議定書では難民と認められない個人に対して、一時的な保護を提供したが、昨年中、この様な保護を受けた者はいなかった。

ケニア人難民の数名から、難民に農地を提供して自給自足を促す政府の自給自足政策は、ほとんどの難民が農民でなく商人やビジネスマンであるため効果がない、との苦情が寄せられた。同国には難民が帰化する選択肢はない。国への融合に関する政府の立場として、憲法では帰化申請のため国内に居住する事を認めていない。1 月から 5 月の間、政府は UNHCR を支援し、29,909 人が南スーダンへ、5,571 人がルワンダへ自発的に帰国した。

第 3 部 政治的権利の尊重：政府を変える市民の権利

憲法と法律は、平和的に政府を変える市民の権利を定めているが、政府を支配する与党と、限定的で立憲的な法定条項により、市民がこの権利を効果的に発揮する機会は制限された。

選挙及び政治参加

2006 年の大統領及び議会選挙は、1986 年にムセウェニ大統領が就任して以降、初の複数政党選挙で、深刻な不正に見舞われた。警察は選挙期間中に 450 件の暴行を記録した。2006 年の選挙後には、100 人以上の候補者が上級裁判所と憲法裁判所に提訴され、賄賂、脅迫、暴行事件、複数投票、票の水増しなどの容疑が見られた。年末時点で、憲法裁判所で 6 件、上級裁判所で 3 件の選挙に関する上訴が保留となっていた。2007 年に上級裁判所で公表された空席を埋めるため、同年内に補欠選挙が 3 回行われ、選挙監視員は数多くの不正行為を報告した。

ウガンダ選挙委員会は5月21日、2006年一般選挙での指名者不足による空席や、退職・死亡による空席を埋める目的と、新たに町村と州の議席を設けたため、79地区の1474選挙区で地方議会選挙を実施した。投票者の数は非常に少なかったが、平和的に行われた。与党NRMは制限なく運営し、通常集会を開催して政治活動を行った。その他、およそ36党が登録され運営許可を得ていたが、いくつかの政党のメンバーは政治的暴力の傾向があり、当局は時に野党の集会やデモを規制した。エリート層は、政治的関与に一番注力した。NRMメンバーである事は、政府のポストや資源へのアクセスに有利であった。

警察は年間を通して、不当に野党メンバーを逮捕した。

例えば、カンパラ警察は5月31日、連邦政府を支持する圧力団体であるウガンダ連邦同盟(UFA)のメンバー30人を逮捕し、後に告訴せず釈放した。容疑者は、オウィノ市場でUFAのメンバー・カードを販売している間に逮捕された。

カンパラ警察は6月3日、カンパラ近くのナムゴンゴで、マータイヤーズ・デーの祝典中に中傷的な宣伝活動を行った疑いでFDCの副スポークス・パーソンであるサラ・エペルを、罪状なしに逮捕した。FDC職員は、エペルは「FDCは、あなたにとって良いマータイヤーズ・デーとなるよう願っています。」というメッセージが書かれたパンフレットを配布していただけだと主張した。6月4日、エペルは釈放された。

カンパラ警察は7月11日と12日に、カンパラ郊外にあるケンゲラとンディーバのDPメンバー19人を逮捕した。容疑者は、カンパラの管理権引き受け、市の境界を拡張しようとする政府案を阻止するため、署名を集めていた。7月13日、容疑者は不法侵入、不法集会、及び警察業務の妨害の罪で告訴された。容疑者は保釈金で釈放され、裁判は年末時点で保留となっていた。

9月3日、リラ警察は8月に放送されたユニティーFMラジオの討論番組での発言を理由に、UPCメンバーのフォッドウィン・アカイを逮捕した。当局の主張によると、2004年にバロンヨIDPキャンプで起きた400人以上の市民殺害事件にUPDFが関与した、とアカイが誤って断言した、という。アカイは警察に4日間拘束され、9月7日に裁判所へ現れ、罪状なしに刑務所へ再拘留した。アカ

イは11月23日と12月3日に再度裁判所に現れたが、政府は同氏に対する証拠を提示しなかった。裁判は2010年1月まで延期された。

カンパラ警察は9月28日、カンパラで9月10～12日に発生した暴動中での宣言について、野党議員とDPメンバーのエライアス・ルクワゴとブガンダ王国情報副大臣のメダード・ルベガ・セゴナを、扇動罪で告訴した。両人とも保釈金で釈放され、2005年に挑んだ同国の治安法の決議保留のため、延期された。(第2章a.参照)

2008年3月と2007年8月のマキンディエ西MPフセイン・キャンジョに対する扇動罪の取り調べは、治安法の立法性を判断する最高裁判所で、引き続き保留となっていた。キャンジョは2007年の討論番組で、ムセウェニ大統領とその他の政府職員が、立場を利用してキソジ地域の人々を移動させ、民族グループ間の対立を助長させた、と発言した。

2008年7月に行われたブガンダ王国副大臣メダード・セゴナ・ルベガとブガンダ中央市民教育委員会代表ベティー・ナンボーゼの扇動罪に関する取り調べは、引き続き治安法の立法性の判断により保留されていた。捜査保留中の情報・内閣大臣のチャールズ・ピーター・マイガは2008年に保釈金で釈放され、無罪となっていた。3人は、政府1998年土地法の改正案を公に批判していた。

カンパラ警察は8月18日、FDC青年部門のメンバー11人を不法集会に参加したとして逮捕した。11人は、ハッジ・トワイブ・カカンデ、フェストス・クルミラ、アリ・ブニ、ムキイビ・セルンジョギ、マハメッド・ムタアサ・アリ、サニユエル・アリホ・ムグミヤ、キャサリン・デムベ、マーティン・ムサアジ・カヌマ、ジョセフ・ムリャンキャ、イザック・マワンダ、アンドリユー・ワキボゴである。8月19日、カンパラ裁判所は不法集会を開催して暴動を扇動したとして容疑者らを告訴した。8月20日、裁判所は容疑者らを保釈金で釈放した。裁判は、年末時点で保留となっていた。

警察は8月31日、不法集会を開催して参加した疑いで、FDC青年指導者のアベディ・ナッサー・オボレを取り調べた。9月1日、カンパラ裁判所は8月18日の不法集会に参加したとしてオボレを告訴し、保釈金で釈放したが、警察は選挙委員代表と4人の委員を脅したとして、オボレを再び逮捕した。9月2日の

取り調べでは、オボレは罪を否定し、保釈金で釈放された。10月28日、オボレは選挙委員代表と4人の委員を脅した罪でマキンドエ治安判事裁判所に現れた。裁判所は11月15日と12月15日に、警察書類と証言不足で裁判を延期した。取り調べは2010年2月に再び延期された。ブガンダ・ロード治安判事裁判所は11月30日、証言不足により、不法集会の参加に関するオボレへの取り調べを2010年1月まで延期した。

議員333人のうち、102人は女性であった。そのうち、80人は女性向きの議席であった。66人いる閣僚のうち、14人が女性の大臣であった。副議長と最高裁判所の副裁判長は女性であった。

法律では、議会の特別議席については、選挙人団を通して選挙を行うよう定めている。80席は女性の議席、5席は労働者、5席は障害者、5席は青年、10席はUPDF最高司令部とムセウエニ大統領に選ばれた軍人に振り分けられていた。

第4部 公務員の汚職及び政府の透明性

法律では公務員の汚職に関する処罰を定めており、政府は違反者を捜査したが、政府関係者は罰せられずに腐敗行為に関与し、汚職は深刻な問題であった。政府は、財務公開法を選択的に強化した。汚職との戦いを管轄する政府機関は、IGG、公訴省(DPP)、上級裁判所の反汚職局、議会会計委員会、警察CID、会計検査院、倫理・保全局である。

汚職と闘うための政府高官の政治的意思は引き続き弱く、汚職裁判は何年も保留になったままである。世界銀行の世界ガバナンス指標最新版には、汚職が深刻な問題である事が反映された。8月19日、ムセウエニ大統領は、2008年反汚職法案を法制化した。新たな法律により、IGGとDPPは公的及び私的な汚職を捜査するための権力が増し、汚職調査に関連した資産の処分や、汚職で直接的もしくは間接的に得た資産の売却ができるようになった。また、同法では証言者と情報提供者の保護も強化している。9月に財務省に報告された、公的資産の調達・処分当局実施の調査結果によると、公的調達手続きでの汚職による損失は、推測年間4740億シリング（2億5,000万ドル）に及んだ。

多くの大臣や政府機関が汚職に関わった。議会会計委員会が実施した取り調べによると、同国が開催地となった 2007 年コモンウェルス首脳会議(CHOGM)の予算については、少なくとも 12 省庁と複数の政府高官が不正使用した。2008 年 CHOGM 調達の監査調査では、およそ 53.3 兆シリング (2,700 万ドル) の使用用途が不明となっていた。

司法の汚職が問題となっており、8 月には司法サービスが、ナブウェル州の一級治安判事であるアググレー・ブワイヤーとキボガ地区の 2 級治安判事ジミー・アゴレイを汚職と職権乱用で解雇した。ムバララ裁判所は 11 月 15 日、2 級治安判事のモーゼス・ンディフナを 19 万シリング (100 ドル) の賄賂を要求して受け取ったとして、職権乱用で有罪と宣告した。ンディフナには禁固 2 年間の言い渡され、現金の払い戻しが命じられ、12 月に保釈金で釈放され、上訴の取り調べは保留となっている。

年間を通して、国家農業支援サービス、国家社会保障基金、国家林業局、ウガンダ国道局、そして警察が、全て汚職捜査された。保健・教育・水・環境の省庁も数多くの汚職スキャンダルに関与した。

ウガンダ反汚職連合のメンバーは 12 月、国内における政府汚職の認識に関する調査結果報告書を発行した後、治安部隊から嫌がらせを受けた。

上級裁判所反汚職局(ACD)には、3 人の裁判官と 5 人の治安判事がおり、IGG 及び DPP から報告された汚職裁判のみを取り扱う事ができるが、年間を通して 7 人に汚職の有罪判決を下した。そのうち 4 人はエイズ・結核・マラリア対策のためのグローバル・ファンドからの着服で有罪となった。年末時点で、4 人は全員保釈金で釈放されており、上訴の取り調べは保留となっている。

ACD は 3 月 13 日、ウガンダ・テレビの元社員フレッド・カブマに、偽造書類を利用してグローバル・ファンドから不法に 4,100 万シリング (2 万 1,200 ドル) を入手したとして、禁固 5 年間の有罪判決を言い渡した。カブマは現金を払い戻すよう命じられ、9 月 10 日に保釈金で釈放され、上訴の取り調べは保留となっている。

ACD は 4 月 8 日、グローバル・ファンド予算の 1 億 700 万シリング (5 万 6,600 ドル) を着服したとして、国内安全機構の経済監視長テディー・シー・チーエに禁固 10 年間の有罪判決を言い渡した。チーエはグローバル・ファンドに金を払い戻すよう命じられ、上訴の取り調べは保留のまま 7 月 24 日に保釈金で釈放された。

ACD は 7 月 14 日、グローバル・ファンド予算を着服したとしてアナリザ・モンドンとエリザベス・ンゴロラノに有罪判決を言い渡し、それぞれに禁固 5 年間で、グローバル・ファンドへの 2,600 万シリング (1 万 4,000 ドル) の払い戻しが命じられた。8 月 14 日、モンドンとンゴロラノは上訴が保留となったまま保釈金で釈放された。

カンパラ治安判事裁判所は 8 月 31 日、警察の給与支払い名簿から、重複した名前と銀行口座の削除を怠り、17 億シリング (88 万ドル) の損失を出したとして、警視庁次官で会計士のウィニー・ムソケ・カボゴンザを有罪とし、刑務所へ送った。また、デニス・ニャグウェソ、デニス・トウィナマシコ、アルフレッド・オケロ、アシェ・カウオーヤ、プリモ・ニョカタ、ハリエット・キョムギシャも有罪とし逮捕した。9 月 9 日、反汚職裁判所はカボゴンザ、ニャグウェソ、トウィナマシコ、ニョカタの保釈を許可した。裁判は年末時点で保留となっていた。

2007 年に、不適切な管理で政府予算の財務損失を出したとして起訴された訴訟長官ルシエン・ティバルハと訴訟長官代理ジョセフ・マシコの汚職裁判は、IGG 調査報告書によると、年末時点でも保留となっていた。ティバルハとマシコは引き続き所属先から停職処分を受けていた。

元 IGG フェイス・ムウォンダの公的入札手続きへの関与と、受け取った給与が政府規定よりも高額だったとされる疑惑についての 2008 年議会捜査は、何も進展がなかった。IGG は年末の委員会前に現れていなかった。

総理大臣室の元常任秘書マーティン・オドウェドとその他 3 人の、13 億シリング (67 万 3,000 ドル) の会計不正に関する 2007 年の裁判については、何も捜査の措置が取られていなかった。

公的会計の議員委員会は、2006～2007 年予算に関する会計検査院報告書の調査を完了したが、委員会による報告は、年末時点で発行されていなかった。

およそ 1 万 7,000 人の公務員が、財政公開法の対象となった。政府は 11 月 2 日、IGG 捜査で、ガサシラの支出が取り調べ内容と不整合であった事が明らかにされた後、保健省の会計長ネスター・ガサシラを停職処分にした。IGG は公的予算を私的資産に流用したため、ガサシラを解雇するよう勧告した。

法律では、政府情報の一般公開を定めており、政府は市民や外国報道関係者などの非市民にもその様な公開を行った。

第 5 部 国際機関及び非政府機関の人権侵害調査に対する、政府の対応

国内及び国際的な人権団体は全般に、政府から規制を受けることなく、人権裁判への調査を行い、報告書を発行している。政府職員は全般に、彼らの視点に対して受容的であった。活動中の独立した国内グループは、FHRI、人権フォーカス、人権ネットワーク、マケレレ大学人権・平和センター、国際人権連合、司法・平和委員会、ウガンダジャーナリスト安全委員会、ウガンダ囚人支援基金、ウガンダ女性弁護士協会などであった。政府職員は、引き続き社会問題を取り扱う NGO が主催する会議やセミナーに参加し、法律や刑務所の改革においては NGO と協力した。

政府は 2008 年 1 月、NGO からの批判への対応と市民からの質問を受けて、宗教団体を含むほとんどの NGO に、毎年登録許可を更新するよう要求する 2006 年 NGO 登録法を見直す委員会を設置した（第 2 章 b.参照）。見直し手続きの最中、同法の執行は保留されていた。

政府は国際政府機関と協力し、国連代表者や ICRC などの国連機関による訪問を許可した。大統領が UHRC 役員 7 人を任命しているが、UHRC は準司法的な権力を有する常駐機関である。法律の定めによると、UHRC は召喚状を発し、拘留者の釈放を命じ、虐待について賠償金の支払いを命じる事ができる。5 月 7 日、ムセウェニ大統領は空席を埋めるため、UHRC 委員 2 人を再度任命し、5 人を新たに指名した。任命により、UHRC は前役員の任務が終了した 2008 年 11 月から足踏み状態になっていた業務を、再開する事ができた。UHRC は引き

続き軍や治安部隊などでの人権侵害容疑を追跡し、国内に支店を構えたが、受け取った申し立て全てを捜査するには不十分な規模であった。

UHRC は 10 月 12 日、第 11 回年次報告書を議会に公表し、政府に対して、拷問を禁止し、JATT 及び CMI が運営している非登録拘留施設「安全な家」の使用を中止するよう呼び掛けた。また報告書は、刑務所システムが直面する主な問題として、長期間にわたる裁判遅延、人員超過、保健サービスの不足を強調した。報告書は、容疑者を憲法で定められている 48 時間以上拘束する事が、「はびこっている」と主張した。

HRW は 4 月 8 日付「オープン・シークレット」報告書で、JATT など権限のない治安部隊による逮捕と尋問や、コロロの JATT 本部から拘留者全員を釈放すること、そして拘留所にしている場所を閉鎖することなど、政府に対して拘留者への拷問と虐待を全て止めるよう要求した。HRW は政府に対し、コロロの拘留者のうち拘留する法的根拠のある者については、即時警察の収容所へ送還し、もし有罪であるのなら法的に犯罪と認識して罪を負わせるよう要請した。さらに HRW は、各拘留者の家族に、彼らの拘留場所と状態そして罪の内容についてすぐに連絡するよう政府に要請した。起訴された者は、国際的な公平裁判の水準を満たしている裁判所で、裁かれるべきである。また、HRW は生命と公平裁判の権利、逮捕 48 時間以内に裁判所へ起訴される権利、拷問と虐待からの自由、不当な逮捕、長期間の不当な拘留に関する人権侵害について、免責を止めるように要請した。

第 6 部 差別、社会的虐待、人身売買

法律では、人種、ジェンダー、障害、言葉、社会的地位に基づく差別を禁じているが、政府は地域的・文化的に良く見られる、女性・子ども・障害者・特定の民族グループに対する差別に対し、法律を執行しなかった。

女性

レイプは法的に犯罪であるが、引き続きレイプが全国的に深刻な問題となっており、政府は法律を厳しく執行しなかった。政府は年間を通してレイプの犯人を逮捕し、起訴し、有罪判決を下したが、問題は報告されておらず、ほとんど

の事件については捜査されていなかった。警察には、性的犯罪に関する証拠を収集する犯罪科学捜査の能力が欠けていたため、起訴や有罪判決の妨げとなった。2008 年内に警察に登録されたレイプ事件は 1536 件で、そのうち 241 件が裁判となり、52 件のみに有罪判決が下された。

配偶者を含む女性に対するドメスティック・バイオレンスは引き続きまん延し、こうした事件の報告が増加し続けた。15 歳から 49 歳の既婚女性のうち、およそ 48 パーセントが親しい間柄のパートナーから身体的な暴力を受けた経験があり、36 パーセントが性的暴力、49 パーセントが心理的な暴力を受けた経験がある。捜査当局者の多くは、大半の国民と同じように、妻を叩くのは夫の権限だと考えており、ドメスティック・バイオレンスの事件に介入する事はほとんどなかった。

議会は 11 月 12 日、2009 年ドメスティック・バイオレンス法案を可決し、ドメスティック・バイオレンスは犯罪とされ、被害者の保護が強化され、加害者に罰金から禁固 2 年間の罪を負わせることになる。同年内に、政府はドメスティック・バイオレンスに関与した 15 人を逮捕して起訴した。例えば、グル地区の警察は、4 月 13 日に家庭内での喧嘩の後、妻のスコビア・アカヨを殺害したりチャード・ティト・オケロを逮捕しており、年末時点で裁判は保留となっていた。警察は 8 月 18 日、2008 年 4 月に妻のクリスティーヌ・オポロットを殺害した元ムコノ地区警察官のジェームス・オーリエンを再逮捕しており、年末時点で取り調べは保留となっていた。

9 月、警察はドメスティック・バイオレンスを減少させるために、結婚と子どもの権利に焦点を当てた情報キャンペーンを実施した。

法律では、結婚資金は新郎新婦の両親に対する返済不要の贈り物としている。市民社会グループからの勧告があつたにも関わらず、2007 年の憲法修正案では、本件は廃止されなかった。9 月 8 日、憲法裁判所は 2007 年に女性権利グループのミフミ・プロジェクトが申し立てた訴訟について取り調べを開始した。その申し立ては、結婚資金が女性の結婚相手を選ぶ権利を妨げ、ドメスティック・バイオレンスを悪化させる、というものであった。年末時点で、判決は保留となっていた。

売春は違法行為であるが、一般的に見られる。ウガンダ・エイズ委員会は 8 月、新たな HIV/エイズ感染者のうち 11 パーセントが商業的な性行為による感染だったと報告した。政府は 7 月、その多くが売春を強要されていたという報告を受けて、海外での家内労働者としての女性の採用を中止した。

禁固 14 年間という処罰で禁じられているものの、セクシャル・ハラスメントの問題はまん延しており、政府は法律を有効に執行しなかった。警察の総括監察官カレ・カイフラは 4 月、女性警察官が男性の上級警官から虐待を受けた疑いについて捜査委員会を設置した。年末時点で、委員会の調査結果は公開されていなかった。

マケレレ大学の男性講師が、良い成績を受ける条件として女子学生に性行為を強要していた容疑に関して、2008 年 5 月に捜査委員会が設置されたが、同委員会による報告は同年内に公表されなかった。

保健省のチームが捜査した、看護婦 30 人が提訴したナカセケ病院主任のセクシャル・ハラスメント容疑について、調査結果は何もなかった。

法律では、夫婦や個人が、子どもの人数、間隔、自由に責任持ってタイミングを決定する事を規制していない。しかし、これらの項目に関する家族計画の情報や支援を得ることは、特に医療施設がほとんどない農村地域では困難であった。2006 年の調査によると、既婚女性の 41 パーセントが家族計画の必要性を感じた事がなかった。HIV/エイズを含む性行為による感染病の診断や治療に対する差別の兆候はなかった。

法律上、女性は男性と同等に人間の尊厳を定めている。しかし、女性に対する差別は引き続きまん延しており、特にそれが伝統的な文化の一部とされた農村地域で顕著であった。多くの慣習法は、養子縁組、結婚、離婚、相続において女性を差別している。多くの地域の慣習法によると、女性は資産を所有もしくは相続出来ず、子どもの監護権を有する事が出来ない。伝統的な離婚法では、女性が不貞を証明するには男性よりもより厳しい水準を求めている。一夫多妻は慣習法でもイスラム法でも合法であり、いくつかの民族グループにおいては、男性は死亡した兄弟の未亡人を受け継ぐ事が出来る。女性は経済的な差別も受けていた。例えば、女性がほとんどの農作業を行ったにもかかわらず、農地のた

った7パーセントしか所有していなかった。さらに、女性は雇用機会、借金、支払い、会社の所有や経営においても経済的な差別も受けた。

ジェンダーの不平等を排除する事は、引き続き政府の最優先事項となっており、NGO や女性の権利グループとの協力により、全国各地で女性の権利に関する認識を高めるためのワークショップや研修を主催した。

子ども

子どもが出生した際に、最低限片方の親か祖父母の1人がウガンダ市民権を有していれば、国内外で生まれた子どもには市民権が与えられる。国内で放棄され親が不明な18歳以下の子どもと、市民権のある両親に養子として引き取られた18歳以下の子どもは、ウガンダ国民とされた。

2006年の人口及び保健調査の報告によると、出生届が出されている子どもは農村部で21パーセント、都市部で24パーセントのみに留まったが、未届けのため公的サービスを拒否される事は全般になかった。

議会は2008年8月、主に貧困層の子ども達を対象に、小学校の7年間か高校までの授業料を免除し義務教育とする法案を可決した。貧困層でない生徒達は学校の教材費や学校によっては運営費を支払わなければならない、多くの父兄は学校の費用を賄う事ができなかった。男の子達の方が小学校を卒業する事が多かった。ほとんどの子ども達が修了した教育課程の最高レベルは、小学校4年目であった。

子どもの虐待が引き続き見られ、特に少女達へのレイプやその他の性的虐待が深刻な問題となった。

子どもの虐待及び育児放棄予防のためのアフリカン・ネットワークは9月、報告書を公開し、1月から4月の間、子ども関連の虐待8,286件が警察やその他の機関に報告された、と発表した。合計件数のうち、2,592件は育児放棄、1,292件は失踪、1,613件は子どもの誘拐が占めた。その他子どもに関する犯罪も報告されており、拷問（773件）、遺棄（594件）、子どもの人身売買（100件）、児童の放置（680件）、幼児殺害（317件）、暴行（325件）が含まれていた。

学校での体罰に関する報告件数は、2006 年に体罰が禁止されて以来、減少傾向にある。18 歳以下の少女達への婚外での性的接触は、承諾の有無や加害者の年齢に関係なく、法的には「わいせつ」とされ、最高刑罰では死刑とされるが、こうした事件は少女の父兄に支払って示談解決される事がしばしばあった。警察の統計によると、2008 年には 8,635 件のわいせつ事件が報告されており、そのうち 4,142 件は裁判となり、有罪判決が下されたのは、333 件のみであった、性的虐待の加害者は、多くの場合親戚や近所の人そして教師であった。

西ナイル地域にあるナッビ地区の裁判所は 5 月 3 日、6 歳の少女にわいせつな行為をしたとして、コルバー・ルーピングを刑務所に再拘留した。裁判所はルーピングを加重暴行罪で訴え、審判は年末時点で保留となっている。

カンパラ上級裁判所は 6 月 2 日、2008 年 2 月にセント・メリー・ケビン・カッジャシ・スクールの女子生徒 2 人にわいせつな行為をしたとして、元小学校教員のジョン・ボスコ・セムピッジャに禁固 12 年間の有罪判決を言い渡した。

東部のブケデア地区警察は 6 月 27 日、ジョセフ・イバート教諭がライフ・ライン中学校の 16 歳の女子生徒にわいせつな行為をした事が発覚した後、同氏を逮捕した。裁判の尋問は年末時点で保留となっていた。

警察は 7 月 13 日、32 人の女子生徒に性的虐待を加えていたとして、ギャビイラ・ンシカを逮捕し、その後ンシカには、禁固 2 年間の有罪判決が言い渡された。

政府は 2007 年、未解決の裁判を処理するため、治安判事に 14～17 歳の少女に関するレイプ裁判を扱う権限を与える 2006 年治安判事裁判所法案を改正し、上級裁判所が引き続き 14 歳以下の少女のレイプ事件を審理した。UPF は 2 月、全国的にレイプとわいせつ行為に関する健康診断を無料で提供し、捜査が効果的に行われて加害者が起訴されることを確保すると発表し、同年内にいくつかの診断が実施された。

FGM（女性器切除）は、カプチョルワ農村地区のサビニー民族グループと、北東部のケニアとの国境沿いのポコット民族グループで実施されたが、国内の法律ではその実施が禁止されている。カプチョルワ州とブクウォ地区は 2006 年、

FGM を違反行為とする法律を設置したが、その慣習はまだ行われていた。政府、女性グループ、国際機関は引き続き教育を通してその慣習と撲滅に取り組んだ。地元指導者の協力も少し受けたこれらのプログラムでは、伝統的な権威者との密接な協力と、仲間同士のカウンセリングが強調された。

法的な結婚年齢は 18 歳と定められているものの、特に農村地区では、親が調整した若い少女達の結婚が一般的となっていた。地元 NGO の「子どもと女性のエンパワメントに対する配慮」の報告によると、両親は深刻な貧困のため、余儀なく 14 歳程の若い少女を含む我が子を早期結婚や性的目的のために手放した。国連が 3 月に発表した所では、結婚の 32 パーセントに 18 歳以下の少女が関わっていた。ソロチ地区裁判所は 12 月、ムトワリブ・アダム、ユスフ・アダム、アシャ・アダム、マウズ・シャミム、アモイ・ファトゥマ、マイムナ・カツシャベ、マリアム・ラナサナに対し、14 歳の少女の結婚斡旋に関与したとして、重罪の判決が下された。年末時点も 7 人は拘束されており、捜査は進行中であった。

年内に、子どものいけにえ儀式に関する報告が増加した。例えば 3 月 7 日、パリサ地区の警察は、前日にブテサ州で少女を殺害する儀式を行ったとして、イッサ・ワイビ、セバスティアン・ムサナ、ブンバ・アラマザン、ダイディ・バインダラを逮捕した。年末時点では、捜査中となっていた。

グル地区警察は 4 月 16 日、アワチ州での 1 歳女兒のいけにえ儀式に参加した疑いで、ジョン・オケチと親戚 6 人を逮捕した。年末時点で事件は捜査中で、審理は保留となっていた。

2008 年 12 月に 12 歳のジョセフ・カシリエのいけにえ儀式で起訴されたビジネスマンゴッドfrey・カト・カジュビの事件は、裁判所で保留となっていた。

マサカ地区裁判所は 11 月 13 日、2010 年 2 月の裁判を休廷した。カジュビの命令で子どもを殺害したと自白した、モーゼス・ムシシ、ウマール・カテラッガ、マリアム・マブケエラと共に、カジュビは再拘留中であった。

2007 年にイガンダ地区で起きた家族のラストン・ムヤガ、ジェーン・マゲジ、エリザベス・カントノ、アイダー・カスボによる 2 歳児殺害儀式については、何も進展の報告はなかった。

カンパラ上級裁判所は 1 月 7 日、2006 年に、いけにえのため 2 歳児を誘拐し人身売買したとしてセノガ・セトゥーワを訴え、禁固 16 年間の有罪判決を下した。セトゥーワは、10 万シリング（52 ドル）を受け取ったと報告された。

ラディカ・コーマラスアミー武力紛争と子どもの国連特別代表は 4 月 29 日、兵士に子どもを採用している国のリストからウガンダを除いたと発表した。前のレポートでは、政府は子どもの採用に目をつぶっていたと非難されていた。コーマラスアミーは、同国が「リストから削除」されたのは、子ども兵士を復員させ社会復帰させるアクション・プランの実施が成功した結果だ、と述べた。年内に、LRA が子どもを誘拐して徴兵したという報告はなかった。しかし、前年に労働者、兵士、門番、性的奴隷として LRA に誘拐されたおよそ 5,000～4 万人の子ども達は未だに行方不明になっていると報告された。年内には、DRC、CAR、スーダンにおける LRA の子ども誘拐について、引き続き多数の報告があった。

カンパラ警察は 1 月、カラモジャ地域を中心におよそ 200 人のストリート・チルドレンを集め、ンピギ地区のカンピリギサ・リハビリテーション施設に連れて行った。10 月には、カンパラ市当局が 300 人のストリート・チルドレンを集め、リハビリテーション施設に送った。ストリート・チルドレンの多くは貧困、飢餓、カラモジャ地域の不安定の被害者であった。

人身売買

人身売買が問題となっており、男性、女性、子どもが海外へ売られたり、国内で売られたりした、という報告があった。ムセウェニ大統領は 10 月 1 日、被害者を保護し加害者を起訴するため、2007 年反人身売買法案に署名した。同法案では、人身売買に最高刑禁固 15 年間、悪質な人身売買には終身刑、子どもの売買には死刑、人身売買の被害者の労働サービスへの関与には禁固 10 年間を定めている。

人身売買は、主に労働者、商業的な性的搾取、犯罪活動向けに国内で行われたが、中国人やその他アジア系労働者の流入も見られた。子どもが国内からパキスタン、エジプト、トルコ、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、イラク向けに売られたという報告があった。

入国管理局と警察の職員が報告したところ、人身売買業者は子どもを不正目的のために国外へ連れ出すために、引き続き合法的な理由を使ったという。いくつかの NGO は、子どもを探し、売られた先で教育やより良い生活を受けられると家族を説得したとされている。その後、ある外国人が観光ビザで入国し、通常家族の許可を得た上で裁判所にて親権を入手した。判事は、後見人の主張において、パスポート事務局に子どものパスポートを発行するよう要求した。2008 年に少年 2 人が南アフリカへ連れ去られた事件では、少年 1 人が腎臓を移植のために摘出された後死亡した事を、入国管理局職員が確認した。入管職員は、現状を調べて内務・司法省に勧告するため、タスク・フォースを設置した。

国内人身売買の被害者は、危険な労働条件に晒され、商業的な性的被害者は、身体的な虐待と性感染症が移る危険に晒された。都市部での商業的な性的被害者は、小さな農村部の出身者が多かった。NGO によると、女性や少女達は、国内の他地域での就職斡旋を装った仲買人に喜んでついて行き、労働や性的目的に使われてしまう事が多い。また、NGO は売買人のネットワークの事実をつかみ、売買人が見込み客へ被害者を移動手配し、事前に自分の給与を交渉して、被害者の月給の一部を受け取っていた事を把握した。国際労働機構(ILO) 児童労働排除のための国際プログラムが実施した 2007 年調査では、女性と少女達は、およそ 5,000～3 万シリング (2.60 ドル～15.60 ドル) で売買され、家内労働に使われている可能性がある、と報告されている。労働と商業的な性的搾取のための子どもの売買の場合、売春あっせん業者、職業安定所、教会、運送業者、NGO、漁師、知り合いなどが子どもを誘い出し、仲買人が宿泊先や渡航書類などの移動手段を手配した。

ジェンダー・労働・社会開発省(MGLSD)が、子どもの人身売買問題の担当局であり、国家警察部隊が人身売買関連の犯罪の捜査を担い、法務省と公訴局が事件を起訴する。

年内に政府は人身売買の容疑者を逮捕し、国際人身売買捜査に協力して、外国で人身売買に関与した疑いの市民を引き渡した。

例えばカンパラ警察は1月7日、3歳のダイナ・ニャキティをルワンダで誘拐しウガンダに人身売買目的のため移動させた疑いのルワンダ国籍シルビア・カンピイレを逮捕した。警察は、カンピイレと幼児をルワンダ当局に送還したと報告した。

8月12日、リヤトンデ町の警察は、少女4人を両親の承諾なしに軟禁した疑いで、セイフ・ハンズ・フォア・アフリカ教会のジョン・ムバンダ牧師を逮捕した。警察が少女を救出し、それぞれの家族へ戻した。裁判所は、少女達を教育すると約束して両親から300万シリング(1,500ドル)をだまし取った疑いのムバンダを起訴した。罪を認めたムバンダには罰金が科され、金を払い戻すよう命じられた。

年間を通して、人身売買の被害者数名は国外追放された。

例えば、カンパラ警察は5月、マキンデ・サバガボ州において、スリランカ国籍のナダラサ・ジャガティースワラン、モハメッド・ムラス・アブドル、ベルピラル・ラットマン・ジーブサラン、リセラン・スントラリングム、ラジャツミ・マケスヴァーン、セバスティアン・クリストファーを、人身売買容疑者から救出した。スリランカに送還された被害者らは、逃亡中と見られるスリランカ国籍のアルプタ・クマールとニチアナンから仕事を確約されていた。

同年中に、国際移住機関(IOM)はウガンダ地元企業にイラクでの家事使用人として採用されていた13人のウガンダ女性を本国送還した。何人かの女性は、勤め先のイラク人家庭でセクシャル・ハラスメントを含む虐待を受けたと報告した。当局は7月、彼女達を採用した国内の海外雇用事務所、ウガンダ熟練開発社の聞きとり調査を行った。同社には特別な制裁が与えられず、政府は海外における家事労働者としてのウガンダ人女性採用を停止させた。

警察の反人身御供・人身売買タスクフォース・ユニットによると、雇用者がパスポートを没収した後イラクに取り残されていたウガンダ人の少女4人は、国に戻され、家族と再会した。年末時点では、引き続き捜査中となっていた。

子どもへのわいせつ行為事件に関する政府の訴訟には、子どもの人身売買に関する事件も未知数含まれていた。

政府と NGO が連携して、人身売買の危険に晒される人々の把握と支援提供に取り組んだ。しかしながら政府は、内務省が裁判訴訟を支援するため滞在を延期した場合を除いて、外国国籍の被害者を本国送還した。UPDF には全ての地区で子どもの保護ユニットを設置しており、政府機関と共に NGO と連携し、元 LRA 拉致被害者の社会復帰に取り組んだ。

警察は 1 月、人身売買と増加した殺害儀式を減らすために、全国、地域、地区レベルでの捜査チームを備えた反人身御供・人身売買タスクフォース・ユニットを設置した。

国家警察は、地域警察に対して人身売買被害者の識別と人身売買の予防を含めた女性と子どもの権利について研修させるため、子ども及び家族保護ユニットを維持した。また、主にカンパラ地区では、警察が国内 NGO のウガンダ開発青年リンクに、同 NGO のソーシャル・ワーカーを子どもやその他人身売買の被害者を支援するために警察所に派遣する事を認めた。

国務省「人身売買年次報告書」も参照されたい。

障害者

法律では、雇用、教育、医療ケアへのアクセス、その他公的サービスの提供において、障害者の差別を禁じているが、政府は法律を効果的に執行しなかった。障害者もまた、社会的差別や、雇用・教育機会の制約を受けた。障害者が利用しやすい建築物の整備に関する条例は存在しなかったが、障害のある子どもには特別な施設が必要であると法令で定められている。

UHRC は引き続き障害者から、雇用、輸送機関、携帯電話、その他公共サービスの苦情を受けた。国内のほとんどの学校は、障害者に対応していなかった。7 月、ウガンダ国家障害者連盟のフランシス・キヌビ代表は、政府機関で 10 年間も勤務経験のある障害者の採用を正式に受け入れなかった。

耳が不自由でコミュニケーションが取れなかったために、裁判、医療サービス、教育を断られた囚人 40 人に対しては、何も支援策が取られなかった。

政府は障害者の投票と市民活動に参加する権利を支援し、議会の 5 席は障害者の代表者に当てられた。政府機関では、国家障害者省と MGLSA が障害者の権利保護を管轄したがいずれも特別なイニシアティブを実施もしくは支援するための、十分な資金がなかった。大統領は 8 月、機会均等委員会のメンバーを任命し、同委員会は障害者を保護し、公的窓口へのアクセスが確実に同等となる様な法律を強化する責任を担っている。

国籍/人種/少数民族

同国の一部地域では、少数民族間の紛争に関する個別の報告があった。例えば 8 月には、民族グループマディが、リノ・キャンプ州カソメンガ村からアルール民族グループの複数家族を強制撤去させた。撤去の際には、建物が崩壊され、いくつかの茅葺屋根は燃やされた。アルア地区警察は、暴動に関与した疑いの 6 人の容疑者を逮捕し刑務所に送り、年末時点で審理中となっていた。

9 月 10～12 日のカンパラ暴動では、デモ参加者がアジア系経営者に嫌がらせをし、いくつかの店舗を略奪して崩壊させた。この行動には、政府がアジア系投資家及びビジネスマンを優遇扱いし、税制、土地、その他地元ビジネスマンが受けられない様な措置を与えている、という国民の認識が反映された。

先住民

バトワとは、政府が 1992 年に、ムガヒンガ国立公園、ブウィンディ原生国立公園、エチュヤ中央森林保護区を設置するために使った土地の先住民であった。移住したおよそ 6,700 人に上るバトワは、南西部のブンディブリョ、キソロ、カバレ、カヌング、マサカ、ムバララに住んでいたが、教育、医療ケア、経済活動へのアクセスは限られていた。また、彼らは狩猟、集会、その他の伝統的な生活習慣が阻止され、時に食糧不足に陥った。バトワ開発連合は 3 月、バトワの従来 of 先祖代々伝わる土地の権利を認め、文化価値を保護するよう、議会に請願した。

社会的虐待及び差別、性的指向や性同一性に基づいた暴行

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー(LGBT) の人々は、差別と法的な制約を受けた。「自然の摂理に反する性的行為」を批判し、終身刑と規定されている植民地時代の 1950 年法規制に基づいて、同性愛行為への関与は違法行為とされている。法律の元で起訴された者はいない。9 月に、「重罪な同性愛」を死刑にし、同性愛は「連続違反者」という法案が議会に出され、同年内に LGBT の人々への嫌がらせや脅迫が増加した。法案では、同性愛行為を 24 時間以内に当局へ報告しなかった者には、罰金と禁固 3 年間を定めている。

同年中、同性愛行為に対する国民の憤怒の声が、重大な国民的論議を起こした。そして、2008 年 12 月に上級裁判所が、憲法上の権利は性的指向にかかわらず全ての人々に適応されると決定したものの、政府は強固にこうした行為への反対姿勢を取った。国内 NGO のウガンダ性的少数派(SMUG)は、性的差別に反対の主張をした数人のメンバーが、警察に嫌がらせを受けたと抗議した。

例えば、4 月 5 日、ムバレ地区警察は SMUG 活動家フレッド・ワスキラとブライアン・ムパッデを逮捕した。4 月 17 日、ムバレ裁判所はワスキラとムパッデを同性愛行為で有罪とし、容疑者らをマルケ刑務所に送った。5 月 20 日、裁判所はワスキラを保釈金で釈放し、ムパッデは 6 月 16 日に釈放された。年末時点で審理中であった。

6 月 19 日、キトグム警察は、元警察指導者のチャールズ・アエイコを同性愛行為への関与容疑で尋問した。年末時点で捜査は進行中であった。

7 月にムコノ地区ムバララ高校の事務局は、生徒のジョン・ポール・ムルンバが、SMUG メンバーであった事を認めたため、退学処分にした。

UHRC は同年中、SMUG 活動家ウサアム・ムクワヤが、不法拘留中に警察から拷問を受け侮辱されたという 2008 年 7 月の事件について、捜査を中止した。ムクワヤは裁判続行を断念したとされている。

同年中、警察は 2008 年 9 月の SMUG メンバーのジョージ・ウンドとブレンダ・キイザがわいせつ行為で起訴された事件について、証拠不足により免訴した。

LGBT の人々は、社会的嫌がらせと差別にも直面した。

例えば、3月17日、ウガンダ共同キリスト教評議員会と家族生活ネットワークは、高等機関における同性愛行為を減らすためのキャンペーンを実施した。SMUGは企画者に対し、国内のLGBTコミュニティを攻撃するため宗教を利用する事を非難した。

6月24日、ウガンダ指導者協会は行動規範を設け、メンバーに対し同性愛行為への関与や支援を非難するように求めた。

エンテッベでは6月、活動家が3日間のワークショップを開催し、LGBTの人々の権利や、国内で同性愛行為に対する国民の憤怒の声の増長を表現する方法について議論した。

その他の社会的暴動と差別

HIV/エイズ感染者に対する差別が一般化し、感染者が治療や支援を受ける妨げとなった。国際的及び地元NGOは政府と協力し、HIV/エイズに対する悪いイメージを払拭させるため、国民意識を高めるキャンペーンを主催した。カウンセラーは患者にパートナーや家族と一緒に検査を受けるよう促し、全員がHIV/エイズとの闘いに関する情報を受けられるようにした。HIV/エイズと闘う人々は支援グループを結成し、コミュニティにおける認識を促した。

第7部 労働者の権利

a. 集会の権利

法律では、警察・軍・役人の管理職を含む政府の「正規」職員を除いて、労働者が独立した組合を形成したり加入する事を認めているが、全ての組合は国家貿易組合団体もしくは貿易組合同盟に登録しなければならない。法律では、組合が干渉を受けずに運営活動する事を認めている。組合役員は、120万人以上の労働者が組合に加入していると推定しており、全労働者の約10パーセントに相当する。

法律では、雇用者が集会の権利を妨害する行為は違法だとしているが、政府は全般にこの法律を執行しなかった。労働運動家は、複数の企業が従業員の組合入会を認めていないと非難しており、これらには次の企業が含まれていた。通

関・運送・輸送会社のマンソンス、西ナイル地方電化会社、食用油脂会社の BIDCO ウガンダ社、ムクワノ製造会社、カワレ・コーヒー社、キビムバ米計画。

法律ではストライキの権利を定めており、労働者はこの権利を実行したが、政策では労働者と管理者に「ストライキの行動を取る前に、労働紛争を和解させるための、いかなる努力」もいとわない様に要求した。政府はストライキの権利を常を守っている訳ではなく、警察は同年内にストライキの開催に関わった人々を逮捕した。

例えば、ムコノ警察は 5 月、低賃金と劣悪な職場環境に抗議するためのストライキ中に、ルガシ砂糖会社のサトウキビを切る労働者 31 人を逮捕し、後に釈放した。

ムコノ裁判所は 2 月、2008 年 11 月のストライキ中、会社の建造物を破壊した疑いがもたれたルガシ砂糖会社の労働者 75 人に、無罪判決を言い渡した。

植林組合の報告によると、2007 年にストライキを企画したとして逮捕されたカコンデ・ティール・エステートの労働者 4 人は、管理職との交渉の結果、同年内に釈放された。

b. 団結権及び団体交渉権

法律では、団体交渉権が定められているが、政府は実質的にこの権利を守らなかった。雇用者の一部は、登録された組合と団体交渉に合意するための法規定を無視したが、複数の雇用者は合意を認めた。医療スタッフや教師などの公的サービス組合は、給与と雇用形態について交渉する事が認められた。政府は、全ての公務員と契約条件を交わした。同年中に、反組合差別の報告はなかった。組合活動に参加したとして、カセセ・コバルトで労働者 100 人、そのほかフワンスン社で 100 人が解雇されたが、政府は何も対応せず、雇用者が組合活動を抑制したという報告について捜査しなかった。

輸出加工区は存在しない。

c. 強制労働の禁止

法律では、児童労働を含む強制労働を禁じているが、いくつかの報告によると、こうした行為が特に刑務所で発生した。法律に刑務所労働を禁じる表現はないが、もし労働者が「私的個人、会社、協会の処分で雇われ連れてこられた」のであれば、こうした労働は強制的と考えられる、と記している。NGO と UHRC の報告では、強制労働は、全国的に各地刑務所で問題となっていた。刑務所職員は囚人を連れ出して個人の農場や建設現場で働かせ、超過労働になった事も多かった。刑務所職員は、囚人が刑務所の敷地内で育てた穀物で定期的に収入を得ていた。男性の囚人は辛い肉体労働に従事し、女性囚人は編んだかごなどの販売用ハンディクラフトを作った。青少年の囚人は手作業を行い、しばしば 1 日 12 時間働いた。もし賃金が払われたとしても、それは全般に非常に低賃金であった。

d. 児童労働の禁止及び雇用の最低年齢制限

法律では、18 歳以下の労働者を雇う事は禁じられていたが、MGLSD が発行した法令では、14～18 歳の子どもの雇用を認めており、勉強の支障にならない程度の「軽作業」であれば、13 歳の雇用が許可されている。12 歳以下の子どもについては、いかなる仕事や職場でも採用が禁じられ、全ての子どもについて、学校の授業時間中に雇用する事を禁じられている。しかしながら、児童労働はインフォーマル・セクターを中心に一般的に見られた。

多くの子ども達が、学校が終わると、収入を得たり病気で働けない両親の代わりに働いたりするため、農作業や家事の仕事を手伝うというのが、全国的に見られる状況である。特に、多数の孤児の間で問題が深刻であった。統計局は 6 月、798,451 人の少女を含む 176 万人以上の 5～17 歳（17 パーセント）の子ども達が児童労働に関わっていると推定した。

都市部では、子ども達は道端で小さな商品を売ったり、店で働いたり、物乞いをしたり、商業的な性産業に関わっていた。また、子どもは石切場、畜産業、れんが作り、紅茶・コーヒー・さとうきび・バニラ・タバコ・米などの商業的農家でも働いた。MGLSD が報告した、児童労働の最悪なパターンの最新事件には、国境での密輸などといった違法行為に子どもが関与したケースが含まれていた。政府職員は、インフォーマル・セクターに子どもが搾取されている事が

特に懸念され、捜査が困難であると記した。子ども達は、自給自足農家、家事労働者、売春婦として働いていると、認識された。

ILO 及びウガンダ雇用者連盟が、2008 年 1 月の漁業とタバコ産業における児童労働調査を実施したところ、291 人の子どもが長時間に亘って働き、71 パーセントが危険な仕事に関与していた事が判明した。漁業に関わった子どものうち、31 パーセントは夜に働いており、全員が水媒介性の伝染病、疲労、HIV/エイズに感染する高いリスク、怪我に晒されていた。タバコ農場の子どもは長時間働き、タバコ生産の繁忙期には学校を休んでおり、危険な化学薬品、煙、埃などに晒された。

児童労働法及び政策の執行責任機関は、国家子ども協議会、警察部隊の子どもと家族保護ユニット、労働審判所、MGLSD が含まれるが、予算不足により取り組みが限定された。MGLSD は引き続き、児童労働の最悪なパターンで働く子ども達とその他対象者への社会サービスを提供し、スタッフ・地方指導者・地区労働監督官への研修を実施した。MGLSD 地区職員 60 人が、地区レベルでの児童労働問題について報告した。政府は、児童労働に関する国家運営委員会を通して、児童労働を止めさせるよう、その取り組みを調整しており、その委員会には、MGLSD、教育・スポーツ省、地方自治体省、ウガンダ雇用連盟、国家貿易組合団体、NGO、ジャーナリスト、学識者の代表者が含まれた。しかし、資金と後方支援の不足により、地区労働職員は 2004 年以降、児童労働の監視を実施していない。

政府は児童労働の意識を高めるワークショップを多々開催し、情報資料を配布し、児童労働問題について国民を教育するため、ラジオやテレビでの議論に資金協力した。また、政府は教育、子どもの社会復帰など児童労働と闘うための複数のイニシアティブにおいて、ILO、海外政府、NGO と協力した。いくつかの人権 NGO は、子どもを危険な職環境から離すためのプログラムを続けた。

e. 労働の許容条件

法律上の最低賃金は、1984 年に設置された月給 6,000 シリング (3.16 ドル) で、労働者や家族の現在の生活水準には十分でなく、効果的に執行されなかった。

2003 年に政府と民間セクターが新たなレートについて交渉したが、年末時点で 2003 年のレートは実施されていなかった。

法律では、地区の労働検査官が「職場環境と、仕事中の労働者の保護に関する法令執行を確保する」との法令が定められているが、予算不足のため、同年中に検査は行われなかった。

時給で労働者を雇う産業では、通常 1 週間の勤務時間は 40 時間であった。法的な最高週間勤務時間は 48 時間であるが、雇用者と被雇用者で合意すれば例外も認められた。法律では、1 週間に 48 時間以上働いた被雇用者は、追加時間について 1 時間あたり時給の最低 1.5 倍、祝祭日の場合時給の 2 倍の報酬を受け取る、と定められている。また、法律では、超過勤務時間を含めて、1 時間あたり 10 時間、もしくは 1 週間あたり 56 時間を超えてはいけないとされているが、もし、3 週間の平均労働時間が 1 日 10 時間もしくは 1 週間 56 時間を超えていなければ、被雇用者は 1 日 10 時間以上働く事ができる。被雇用者には、毎 8 時間の勤務シフトで 30 分間の休憩が与えられる。連続勤務 4 ヶ月間ごとに、被雇用者は暦年で年間 7 日間の有給休暇を取得できる。多くの企業が、超過勤務を避けるための利益として、労働者に年次で昇給させるかボーナスを支払った。

法律では、労働衛生と安全基準を定めており、MGLSD の労働衛生局が労働安全規制の執行を担った。実質的には、主に検査出張用の車と予算不足のため検査は稀で、基準は効果的に守られていなかった。また法律では、労働者が雇用の危険を心配せず、自らを健康上や安全上危険な状態から離れる権利を定めている。しかし、危険な仕事をする事を拒否したため、労働者が解雇されたという報告が複数あった。

AK プラスティック社取締役のムルゲシェ・キッタンは 9 月、熱いプラスチック成形機に入る事を拒否した機械オペレーターのラシッド・キビランゴを殺害した疑いがもたれている。キビランゴは事件を警察に報告し、裁判所での取り調べは保留になっていた。キビランゴは、取締役がほかの部署への異動を拒否した後、退職した。

MGLSA は同年内に、複数の建設プロジェクトで不十分な安全管理により 4 人が死亡した、と記録した。